

令和8年度第1回江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議

次 第

令和8年7月21日(火)午後2時 開会
オンライン開催

- 1 開会挨拶
- 2 委員紹介
- 3 江戸川区からの報告
- 4 次期男女共同参画推進計画の骨子案について
- 5 その他
- 6 閉会

《配付資料》

委員名簿・次第・今後のスケジュール（案）・令和8年度スケジュール（案）

資料1 次期男女共同参画推進計画 体系案（新旧対照表）

資料2 基礎調査結果から見える現状と課題

資料3 近年の国や都の動向の整理

第1回推進会議補足シート

(案)

江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議 今後のスケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
I 現行の推進計画期間							
①前期（平成29年度～令和3年度）							
②後期（令和4年度～8年度）							
II 基礎調査（意識調査）の実施							
III 次期の推進計画策定							
IV 次期の推進計画期間							
V 推進会議の活動							
①中間の実施事業等の見直し	◎						
②進捗状況等の評価（現行計画）	H29～R2実施分	R3実施分	R4実施分	R5実施分	R6実施分	R7実施分	R8実施分
③基礎調査の項目等の検討					◎		
④次期推進計画の原案等の検討						◎	

令和 8 年度 推進会議・計画策定スケジュール（案）

		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進会議	開催日	7月21日 第1回		9月中旬 第2回 (書面)	10月20日 第3回	11月20日 第4回			2月12日 第5回	
	議題	次期計画 骨子案 検討		前年度 推進状況 報告 次期実施 事業検討	(前年度 推進状況 報告) 次期実施 事業検討	次期計画 素案検討			意見公募 結果報告 次期計画 最終案検討	
事務局	庁内調査等	庁内推進状況・ 次期実施事業調査 (7月中旬～8月末)		庁内調査 結果集計 (～9月中旬)						次期計画冊子 発行 報告書発行
	意見公募						意見公募 (12月中旬 ～1月中旬)			

次期男女共同参画推進計画 体系案（新旧対照表）

◇現行計画（2期目）

江戸川区男女共同参画推進計画 ※令和3年度見直し後

計画期間：平成29（2017）年度～令和8（2026）年度（10年間）

基本理念	男女が平等で、互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野において、性別にとらわれることなく、その能力と個性を発揮できる地域社会
------	---

	重点目標	課題	方向性
1	仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】	①男性中心型労働慣行の改善
			②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進
			③女性の活躍推進
			④事業者等による取組の促進
		(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援【女性活躍推進計画】	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
			②子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援

◆次期計画案（3期目）

（仮）江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり推進計画（第3次江戸川区男女共同参画推進計画）

計画期間案：令和9（2027）年度～令和13（2031）年度

基本理念	誰もが、性別等の違いを超えて、多様な個人として尊重され、排除されることがなく、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会の実現（条例前文抜粋）
------	---

	重点目標	課題	方向性	関連する基礎調査の設問等 (例：問1、(子ども)問1など)
1	性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	(1)性の平等と性の多様性への理解促進	①男女共同参画の意識啓発・教育の推進	問1 問2 男女の地位の平等感 家庭・結婚・離婚についての考え方 子-問1 固定的性別役割分担意識についての考え方 子-問6 「男(女)らしさ」を感じた情報発信
			②男性にとつての男女共同参画の推進	重点目標1－(1)①へ統合
			②人権教育を通じた多様な性への理解促進	問22 問24 L G B T ・ S O G I の認知度 L G B T 等であることを打ち明けられた場合の対応
			④学校等における男女平等に関する教育・学習の推進	重点目標1－(1)①へ統合
		(2)男女共同参画による地域の活性化	①政策・方針決定過程における女性参画の推進	問1 問20 問21-2 男女の地位の平等感 現在の女性の方針決定過程への参画についての考え方 女性の社会進出に必要なこと
			②地域活動における男女共同参画の促進	問1 問3 男女の地位の平等感 夫婦の役割分担
			③男女共同参画の視点による地域防災力の向上	問25 防災対策や避難所の運営で重要なこと
		(3)生涯を通じた健康支援 ※(旧)重点目標3「男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち」課題(2)より移動	①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する普及啓発	問26 生涯を通じた健康維持のために必要な支援
			②ライフステージに応じた健康づくりの推進	問26 生涯を通じた健康維持のために必要な支援
			③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築	削除

太字・下線：新規追加
太字：現行計画から文言修正

【国と都の動向】
○国の第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月閣議決定）
東京都男女平等参画推進総合計画（令和9年度から開始予定）

【社会情勢】
○江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例（令和4年4月施行）を踏まえた計画策定
○令和7年の日本のジェンダー・ギャップ指数は148か国中118位と前年度から順位は横ばい

【社会情勢及び基礎調査結果を踏まえた分析と課題】

(1)性の平等と性の多様性への理解促進
○男女間で平等意識や現状認識に乖離が生じている
○固定的性別役割分担意識に対して否定的な意見が全体の7割を超えるも、性別や世代による価値観の違いが依然として残っている
⇒あらゆる場に根付く固定的性別役割分担意識の解消に向けた幅広い年代への啓発、教育の推進、固定的性別役割分担を前提としない働き方や家庭生活を実現できる環境整備が課題

○学年が上がるにつれて「男の子／女の子だから」と思うことがある子どもが増えている
○高校生で、先生や保護者、親族等から「男の子／女の子なんだから」と言われた経験が多い
⇒学校・家庭・地域が連携した啓発や教育の推進、大人側の意識改革、多様な情報媒体におけるジェンダー平等の視点の推進が必要

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年6月成立）、基本計画（令和8年6月閣議決定）を踏まえた計画策定
○江戸川区において、同性パートナー関係申出書受領証の取り扱いを開始（平成31年4月）
○基礎調査結果によると、L G B T の認知は一定程度進んでいる一方で、S O G I については認知度が低い
⇒性の多様性に関する正しい知識や理解を広げるための啓発の強化、気軽に相談できる環境づくり、多様性を尊重する地域社会の形成が必要

(2)男女共同参画による地域の活性化
○令和7年度の江戸川区の審議会等の女性委員の割合は23区中16位、委員会等は19位と特別区内で下位
○基礎調査結果によると、女性の社会進出に必要なこととして、「男性優位の組織運営の見直し」や「固定的な性別役割分担意識の解消」を求める割合が高い
⇒女性が意思決定過程へ参画しやすい環境整備を進めるとともに、組織運営や社会慣行の見直し、多様な人材が活躍できる風土づくりの推進が必要

(3)生涯を通じた健康支援
○基礎調査結果によると、ライフステージに応じた継続的な健康支援の充実が求められる一方で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する関心には男女差がみられる
⇒生涯を通じた健康支援、性別を問わずリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する普及啓発が必要

	重点目標	課題	方向性
2	男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1)男女共同参画の理解促進と教育の充実【女性活躍推進計画】	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進
			②男性にとっての男女共同参画の推進
			③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進
			④学校等における男女平等に関する教育・学習の推進
		(2)地域活動への男女共同参画による活性化	
			①地域活動における男女共同参画の推進
			②男女共同参画の視点による地域防災力の向上

	重点目標	課題	方向性
3	男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1)困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援
			②複合的な困難を抱えた人の生活支援
		(2)生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進
			②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進
			③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築
		(3)すべての暴力の根絶【配偶者暴力防止基本計画】	①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実
			②暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発
			③被害者の早期発見・早期対応と自立支援
			④若年層に向けた啓発活動の強化

	重点目標	課題	方向性	関連する基礎調査の設問等 (例：問1、(子ども)問1など)
2	仕事と生活の調和したいいきいきと活躍できるまち	(1)就業における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】	①職場における男女共同参画の推進	問1 問2 男女の地位の平等感 家庭・結婚・離婚についての考え方
			②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	基本目標2－(1)①②へ統合
			②あらゆる分野における女性の活躍推進	問4 問12 問21-2 女性の働き方の現状と理想生活の中での優先度 女性の社会進出に必要なこと
			③事業者等による働きやすい環境づくりの促進	問1 問2 男女の地位の平等感 家庭・結婚・離婚についての考え方 女性の働き方の現状と理想 職場でハラスメントをうけた経験
		(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援【女性活躍推進計画】	①多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進	問2 問3 問4 問6-2 家庭・結婚・離婚についての考え方 夫婦の役割分担 女性の働き方の現状と理想 男性の育児参加を促進するために重要なこと
			②多様な働き方を可能とする介護の支援基盤整備の推進	問9 問12 男性の介護参加を促進するために重要なこと 生活の中での優先度
			②子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援	基本目標2－(1)へ統合

【社会情勢及び基礎調査結果を踏まえた分析と課題】

（1）就業における男女共同参画の推進
 ○育児・介護休業法改正（令和6年5月成立）により、子の看護休暇の対象拡大、テレワーク導入の努力義務化
 ○江戸川区の出生数は令和5年まで減少傾向、令和6年は4,116人と令和5年から横這いとなっている。
 ○出生率（人口千対）は23区中16位の5.9で、区部を下回る
 ○基礎調査結果によると、家庭内の役割分担については、夫と妻と同程度が全ての項目で増加の一方で、日常的な家事・ケア労働は依然として「妻の役割」となっている
 ⇒性別にかかわらず家事・育児・介護等を分担できる環境づくり、男性の家庭参画促進への意識啓発が必要

（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援
 ○女性活躍推進法改正（令和8年4月1日施行）により、一定規模の事業主に対し女性活躍推進の行動計画や情報公表が義務化
 ○基礎調査結果によると、女性の働き方に関する理想として就業継続志向が男女ともに最も高く、大きく増加している
 ○一方、配偶者・パートナーがいる女性の現在の働き方は中断再就職型（パートタイム）が最も多く、理想と現実に差がみられる
 ⇒仕事と育児の両立支援や柔軟な働き方の推進、男性の家事・育児参加促進が必要

	重点目標	課題	方向性	関連する基礎調査の設問等 (例：問1、(子ども)問1など)
3	誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	(1)すべての暴力の根絶【配偶者暴力防止基本計画】	①暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発の推進	問14 問15 セクシュアル・ハラスメントをうけた経験 パートナー（夫・妻・恋人）から暴力をうけた経験 職場でハラスメントをうけた経験
			②若年層に向けた成長に応じた啓発の推進	問18
			③配偶者等からの暴力被害者に対する相談・支援の充実	問16 問16-2 暴力をうけたときの相談の有無 暴力をうけたときの相談相手
			④被害者の早期発見・早期対応と自立支援の充実	問28 困難な問題を抱える女性を支援するために必要な取組
		(2)性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援【困難女性支援計画】	①誰もが相談しやすい相談窓口の周知の推進	問28 困難な問題を抱える女性を支援するために必要な取組
			②当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実	問28 困難な問題を抱える女性を支援するために必要な取組
			③関係機関等との切れ目のない連携・協働の推進	問28 困難な問題を抱える女性を支援するために必要な取組

【社会情勢及び基礎調査結果を踏まえた分析と課題】

（1）すべての暴力の根絶
 ○DV防止法の令和5年改正（保護命令違反の厳罰化等）、令和7年改正（位置情報無承諾取得の禁止）、性犯罪に関する刑法等の改正（令和5年成立）
 ○パートナーからの暴力被害は女性で約半数、精神的暴力の割合が高い
 ○暴力を受けても相談しようとは思わなかった割合が男女ともに高い
 ⇒あらゆる暴力を許さないという意識の醸成、DVに関する正しい理解の普及、相談窓口の周知、安心して相談できる体制の充実、性別を問わず支援につながりやすい環境整備の推進が必要

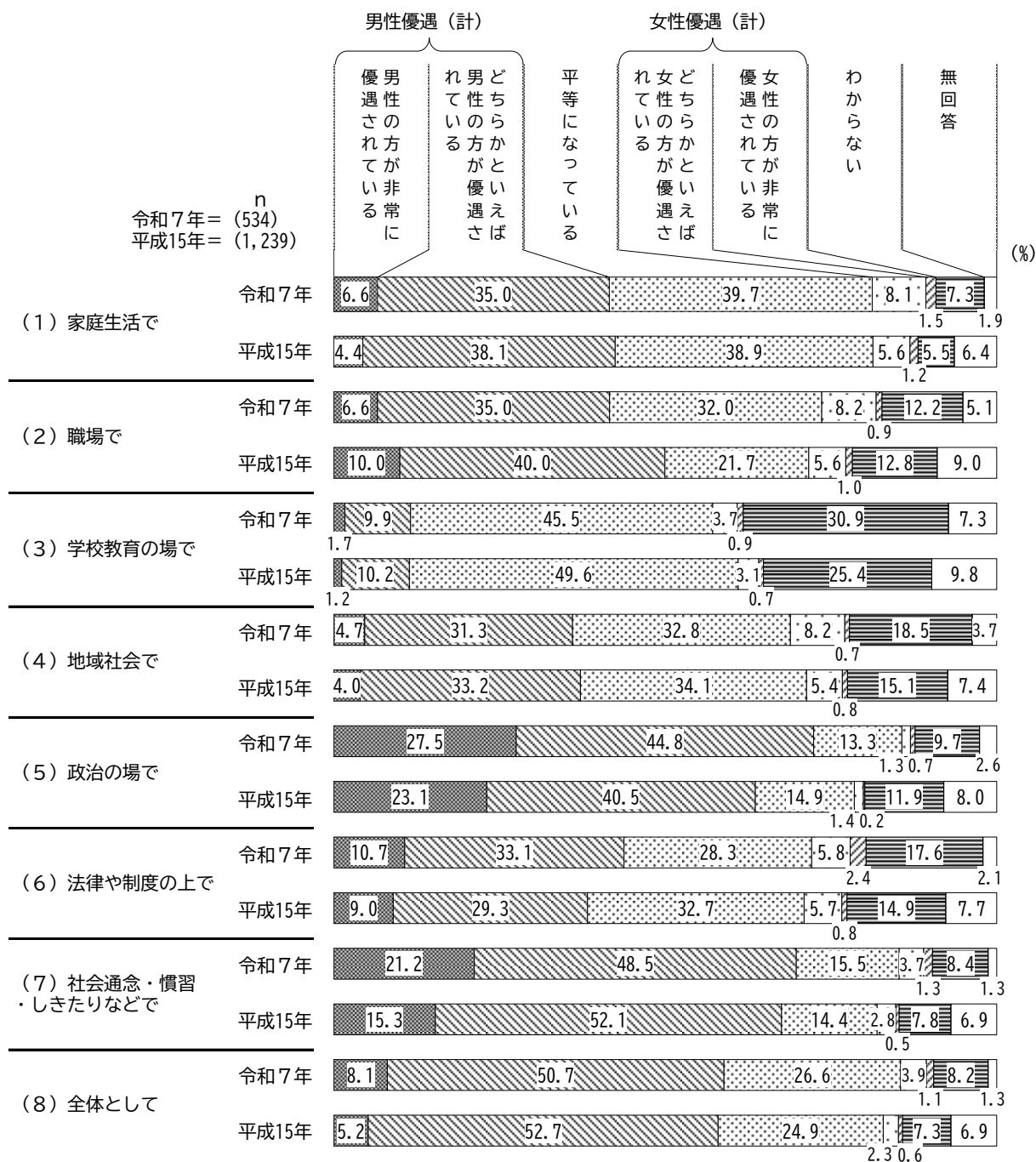
（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援
 ○女性支援新法の施行（令和6年4月）により、困難な問題を抱える人への支援に必要な施策の検討が必要
 ○女性支援新法の認知度は3割程度に留まっている
 ○居場所づくりや一時保護、自立に向けた生活・就労支援、早期把握のための相談体制整備等が求められている
 ⇒法律や支援制度の周知啓発、困難を抱える人の早期支援につながる体制整備、継続的な自立支援・居場所支援の充実が必要

基礎調査結果から見える江戸川区の現状と課題

1 男女共同参画に関する意識について

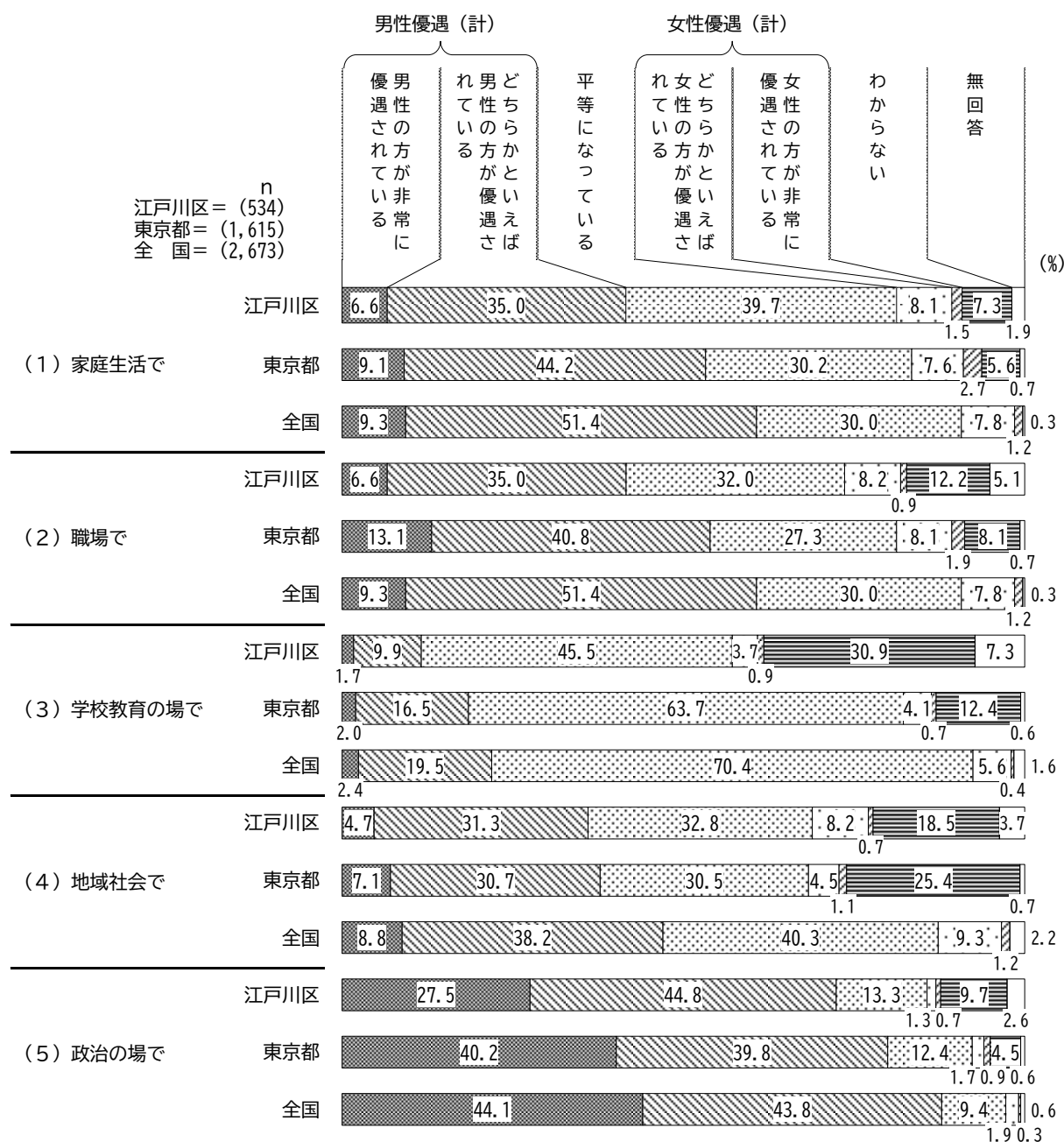
<男女の地位の平等感（問1）>

- 全体では、『(3) 学校教育の場』で、「平等になっている」の割合が45.5%と8項目中最も高い。
また、それ以外の項目では『男性優遇（計）』の割合が高く、『(5) 政治の場』で72.3%、『(7) 社会通念・慣習・しきたりなど』で69.7%、『(8) 全体として』で58.8%と半数を超えている。
- 平成15年調査と比較すると、『(2) 職場』で「平等になっている」が平成15年調査から10.3ポイント増加し、32.0%となっている。
- 一方で、『(5) 政治の場』、『(6) 法律や制度の上』で『男性優遇（計）』が平成15年調査から5ポイント以上増加している。

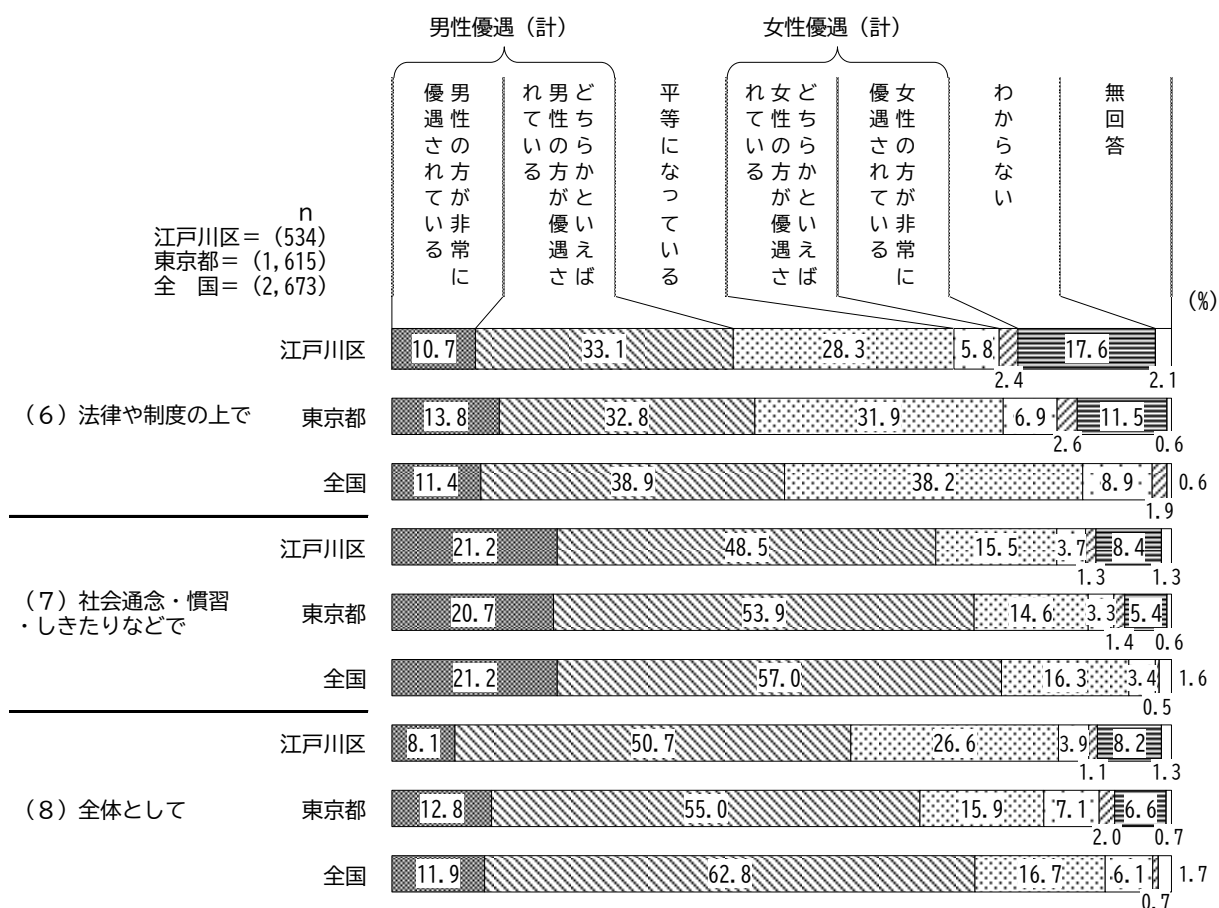


○全国調査（令和6年）と東京都調査（令和7年）と比較すると、江戸川区は全ての項目で《男性優遇（計）》の割合が全国調査、東京都調査より下回っている。

○一方で、江戸川区は『（1）家庭生活』、『（8）全体として』で「平等になっている」の割合が全国調査、東京都調査より10ポイント程度上回っている。



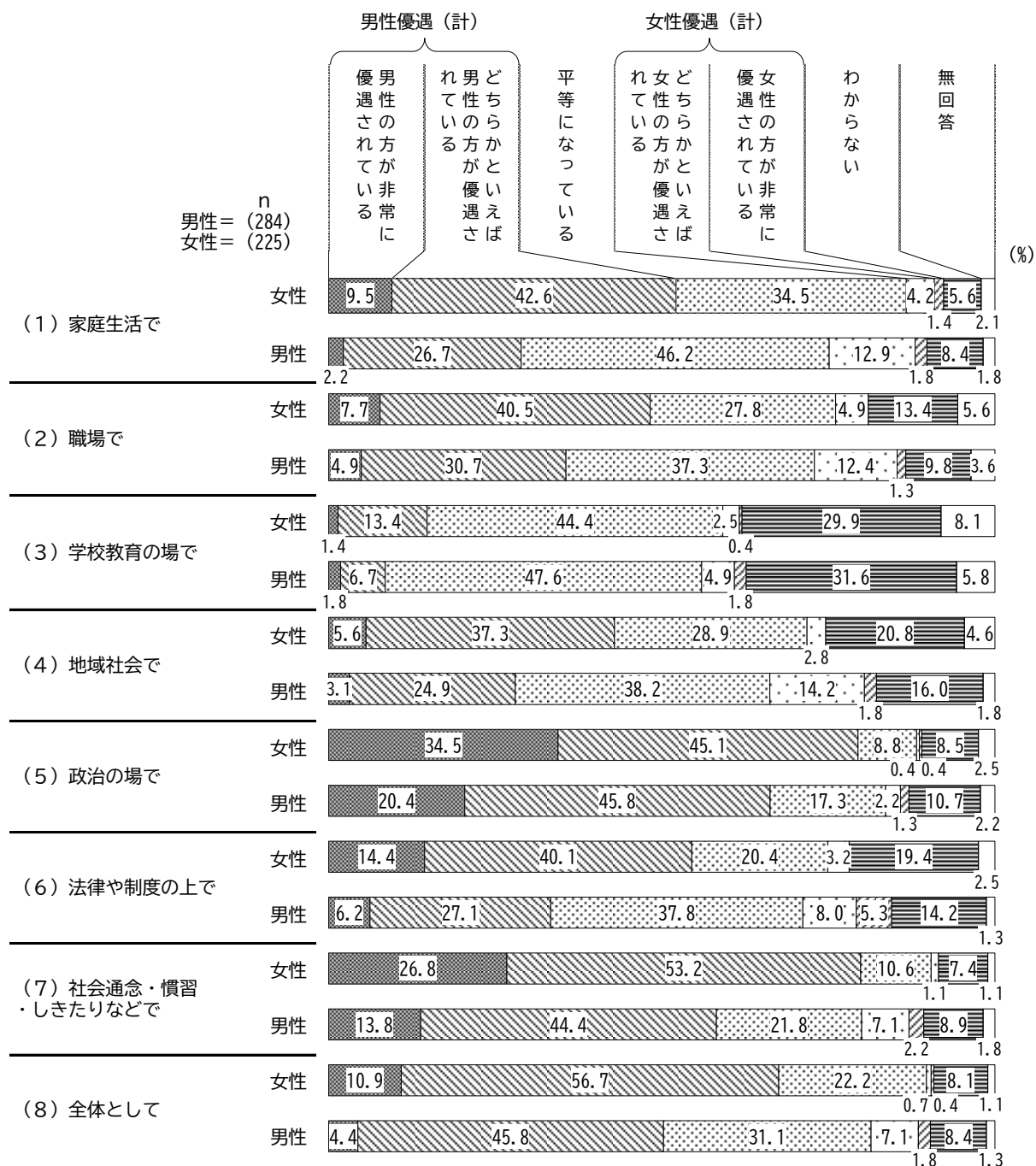
*全国（令和6年）調査では、選択肢「わからない」を聴取していない。



*全国（令和6年）調査では、選択肢「わからない」を聴取していない。

○性別でみると、『男性優遇（計）』の割合は男女ともに『（５）政治の場』、『（７）社会通念・慣習・しきたりなど』、『（８）全体として』で過半数を占めている。また、全ての項目で『男性優遇（計）』の割合は女性が男性を上回っており、特に『（１）家庭生活』、『（６）法律や制度の上』、『（７）社会通念・慣習・しきたりなど』で20ポイント以上高くなっている。

○「平等になっている」の割合は男女ともに『（３）学校教育の場』で4割以上を占めて最も高くなっている。また、全ての項目で『平等になっている』の割合は男性が女性を上回っており、『（１）家庭生活』、『（６）法律や制度の上』、『（７）社会通念・慣習・しきたりなど』で10ポイント以上高くなっている。



【問１に関連する次期計画案の方向性等】

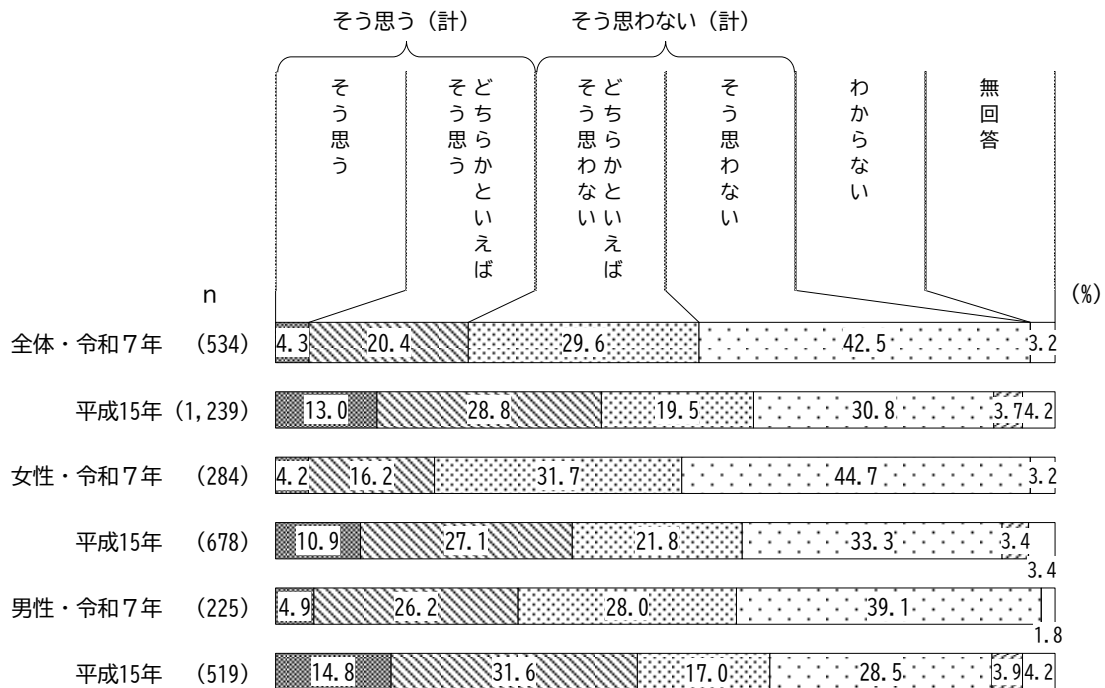
重点目標	課題	方向性
１ 性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	（１） 性の平等と性の多様性への理解促進	① 男女共同参画の意識啓発・教育の推進
	（２） 男女共同参画による地域の活性化	① 政策・方針決定過程における女性参画の推進
		② 地域活動における男女共同参画の促進
２ 仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち	（１） 就業における男女共同参画の推進	① 職場における男女共同参画の推進
		③ 事業者等による働きやすい環境づくりの促進

< 『夫は外で働き、妻は家庭を守る』という考え方はよい』に対する考え方（問2） >

○全体では、《そう思わない（計）》の割合が72.1%、《そう思う（計）》の割合が24.7%となっている。

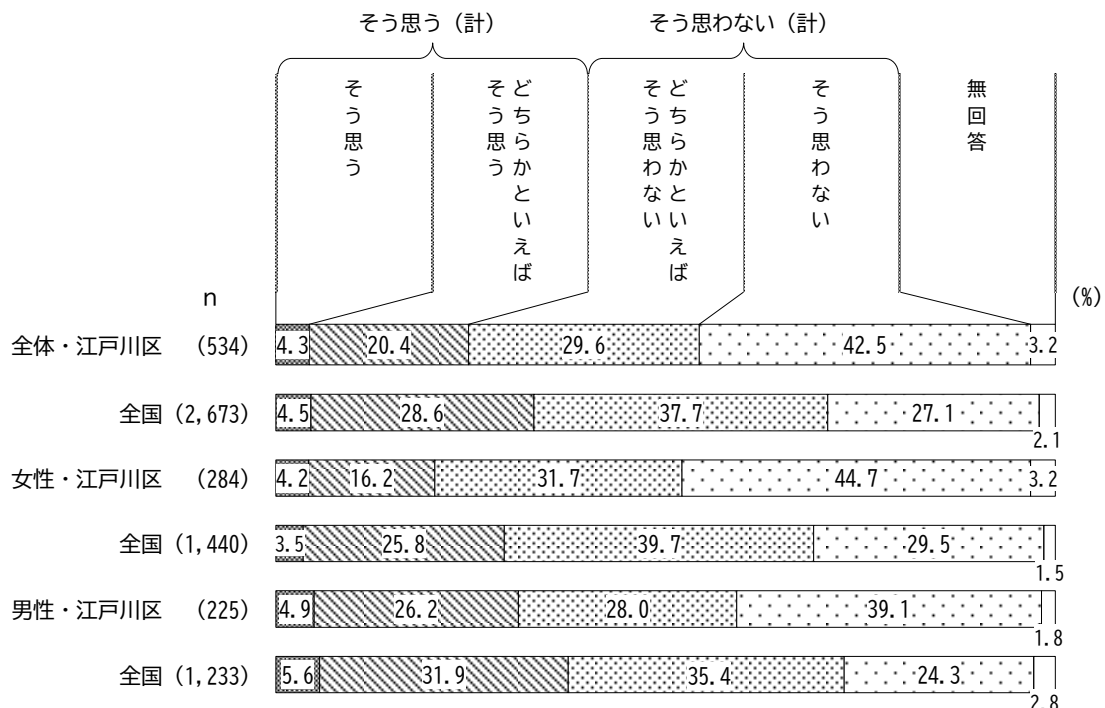
○性別でみると、《そう思わない（計）》は女性（76.4%）が男性（67.1%）より9.3ポイント高くなっている。一方、《そう思う（計）》は男性（31.1%）が女性（20.4%）より10.7ポイント高くなっている。

○平成15年調査と比較すると、男女ともに《そう思わない（計）》が平成15年調査から21ポイント程度増加している。

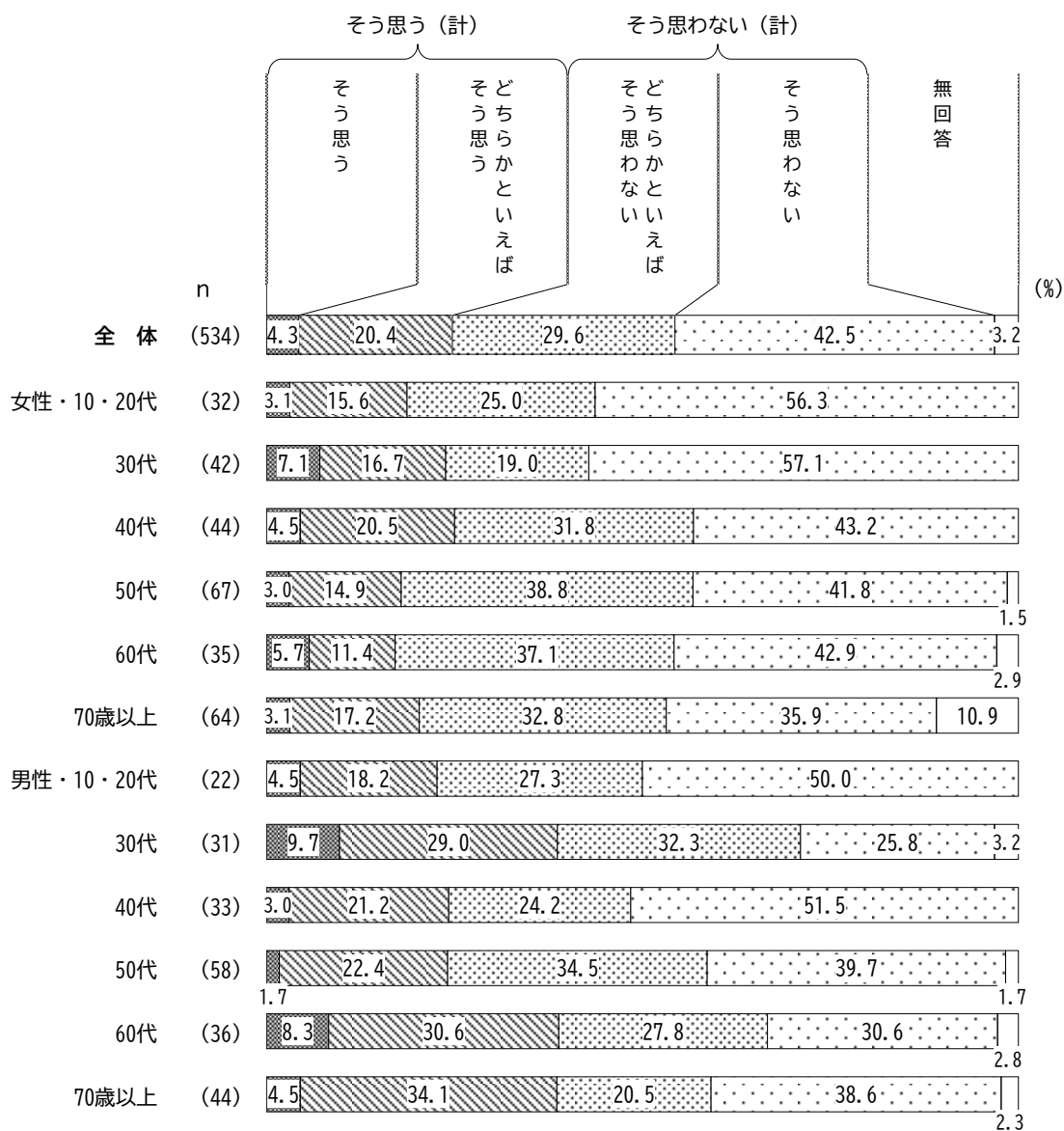


*令和7年調査では、選択肢「わからない」を聴取していない。

○全国調査（令和6年）と比較すると、江戸川区は《そう思わない（計）》の割合が男女ともに全国調査より6ポイント以上上回っている。



- 性・年代別でみると、《そう思わない（計）》の割合は男女ともに過半数を占めており、特に女性10・20代、50代、60代で8割程度、男性40代、50代で7割台半ばと高くなっている。
- 一方、《そう思う（計）》の割合は女性40代で25.0%、30代、70歳以上でも2割台となっている。男性30代、60代、70歳以上では約4割と他の年代に比べて高くなっている。



【問2に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
1 性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	(1) 性の平等と性の多様性への理解促進	① 男女共同参画の意識啓発・教育の推進
2 仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち	(1) 就業における男女共同参画の推進	① 職場における男女共同参画の推進
		③ 事業者等による働きやすい環境づくりの促進
	(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進 ② 多様な働き方を可能とする介護の支援基盤整備の推進

【今後の課題】

○社会のあらゆる分野において、依然として「男性が優遇されている」と感じる区民が多く、特に政治や社会通念・慣習における男女格差への認識が強いことがうかがえます。

○全ての項目で女性の方が「男性が優遇されている」と感じる割合が高く、特に家庭生活や社会通念・慣習等において大きな差がみられることから、男女間で平等意識や現状認識に乖離が生じていることがうかがえます。

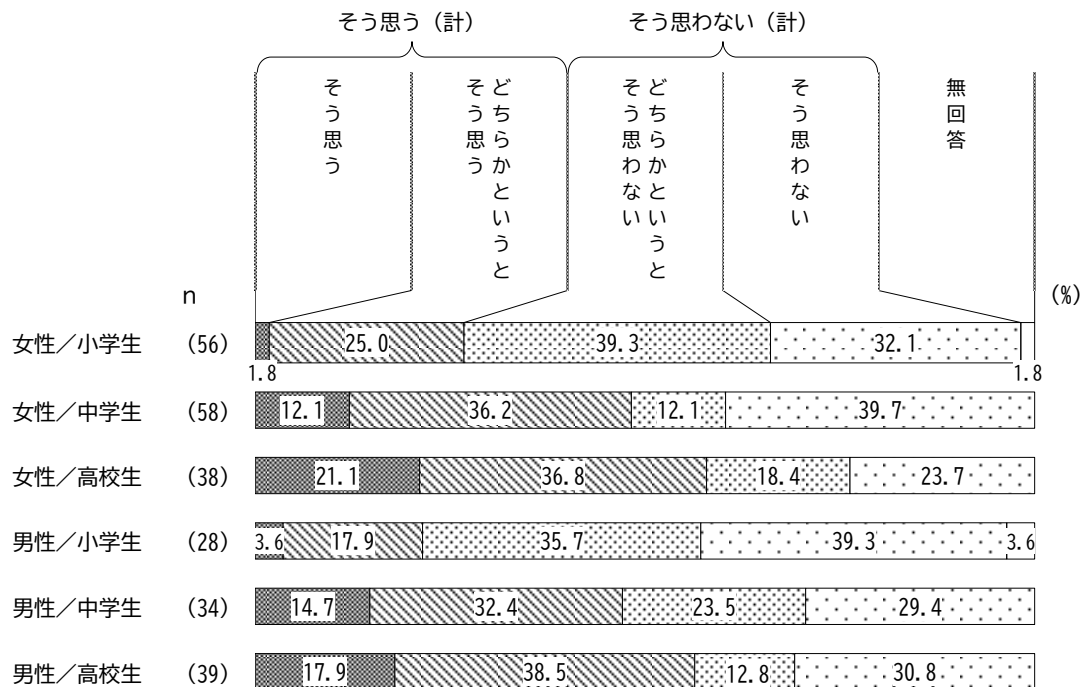
○「夫は外で働き、妻は家庭を守る」といった固定的性別役割分担意識に対して否定的な意見が全体の7割を超え、平成15年調査と比較しても大きく増加しています。一方で、男性は女性に比べ肯定的な意見の割合が高く、また年代によって意識差もみられることから、性別や世代による価値観の違いが依然として残っていることがうかがえます。

⇒あらゆる場に根付く固定的性別役割分担意識は男女共同参画社会の実現を阻む要因のひとつです。固定的性別役割分担意識の解消に向けた幅広い年代に対する啓発、教育の推進に加え、男女双方が現状や課題を正しく認識し、共有できるよう、固定的性別役割分担を前提としない働き方や家庭生活を実現できる環境整備が課題と考えられます。

< 「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある（こども調査、問1） >

○性・学年別でみると、《そう思わない（計）》の割合は男女ともに小学生、中学生では過半数を占めているが、高校生では4割台となっている。

○一方、《そう思う（計）》は学年が上がるほど高くなっており、男女ともに小学生では2割台、中学生では約5割、高校生では5割台半ば程度となっている。



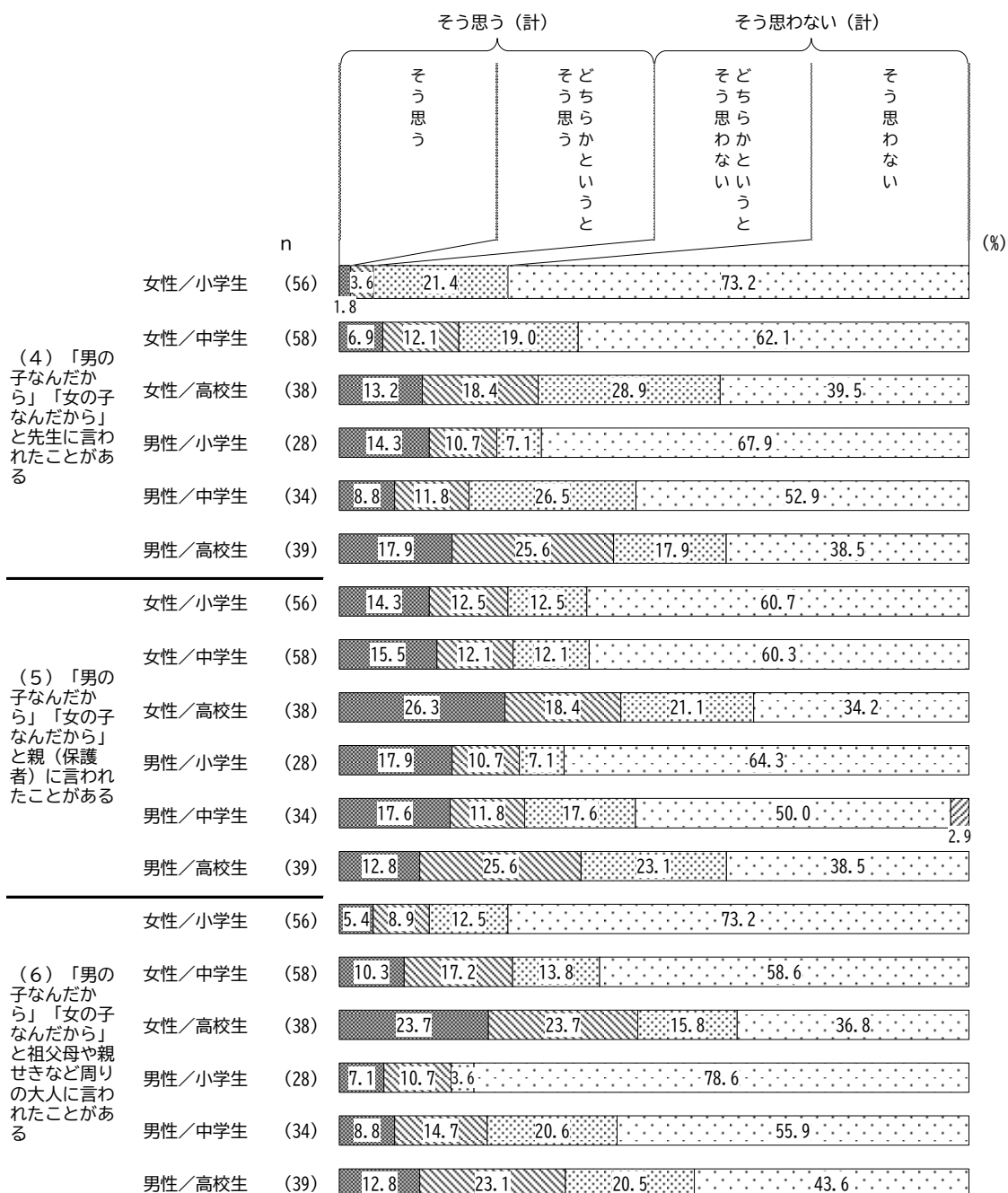
<「男の子なんだから」「女の子なんだから」と言われたことがある（こども調査、問1）>

○先生、親（保護者）、周りの大人のいずれも、全ての学年で男女ともに《そう思わない（計）》が過半数を占めている。

○先生から言われた経験について、性・学年別でみると、《そう思う（計）》の割合は学年が上がるほど高くなっており、男女ともに中学生では2割程度、高校生では女性で31.6%、男性で43.5%となっており、男性の方が高くなっている。

○親（保護者）から言われた経験について、性・学年別でみると、《そう思う（計）》の割合は小学生、中学生では男女ともに約3割となっているが、高校生では女性で44.7%、男性で38.4%と高くなっている。

○祖父母や親せきなど周りの大人から言われた経験について、性・学年別でみると、《そう思う（計）》の割合は学年が上がるほど高くなっており、男女ともに小学生では1割台、中学生では2割台となっているが、高校生では女性で47.4%、男性で35.9%と高くなっている。



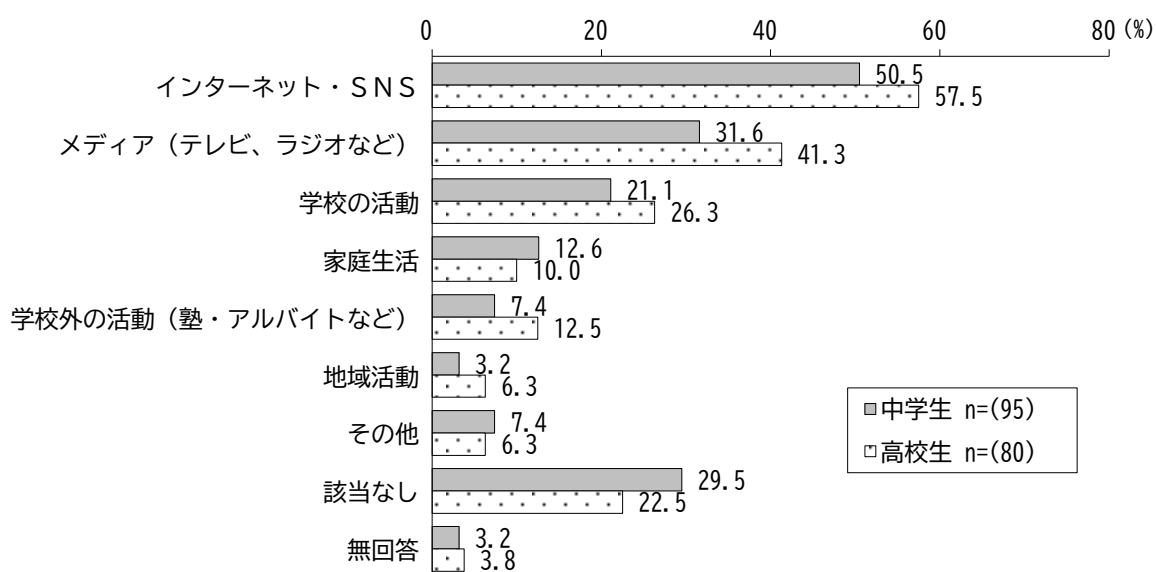
【こども調査問１に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
１ 性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	(１) 性の平等と性の多様性への理解促進	① 男女共同参画の意識啓発・教育の推進

<男（女）らしさを感じた情報発信（こども調査、問６）>

○中学生では「インターネット・SNS」が50.5%で最も高く、次いで、「メディア（テレビ、ラジオなど）」（31.6%）、「学校の活動」（21.1%）、「家庭生活」（12.6%）が続いている。一方、「該当なし」は29.5%となっている。

○高校生では「インターネット・SNS」が57.5%で最も高く、次いで、「メディア（テレビ、ラジオなど）」（41.3%）、「学校の活動」（26.3%）は中学生同様であるが、「学校外の活動（塾・アルバイトなど）」が12.5%と中学生より高くなっている。



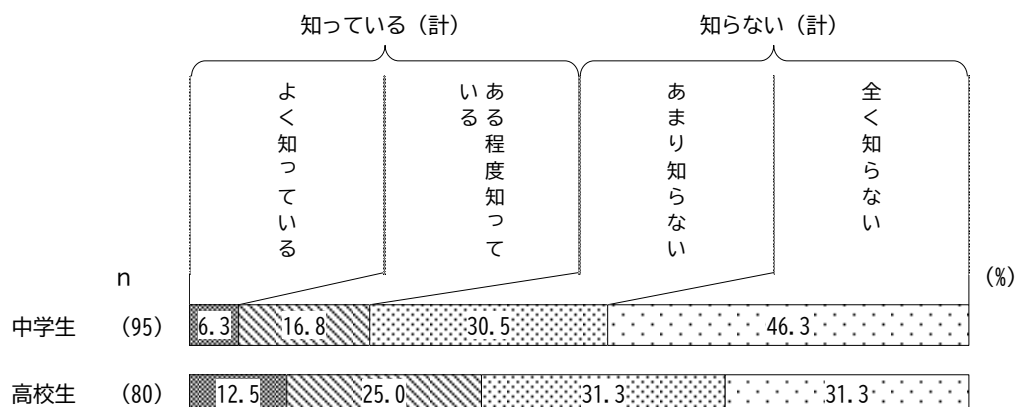
【こども調査問６に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
１ 性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	(１) 性の平等と性の多様性への理解促進	① 男女共同参画の意識啓発・教育の推進

<無意識の思い込みに関する認知度（こども調査、問7）>

○中学生では「全く知らない」が46.3%で最も高く、「あまり知らない」(30.5%)と合わせた《知らない(計)》が76.8%となっている。一方、「ある程度知っている」(16.8%)、「よく知っている」(6.3%)を合わせた《知っている(計)》は23.1%となっている。

○高校生でも「あまり知らない」と「全く知らない」はともに31.3%と高く、《知らない(計)》が62.6%となっている。一方、「ある程度知っている」(25.0%)、「よく知っている」(12.5%)を合わせた《知っている(計)》は37.5%と中学生を14.4ポイント上回っている。



【今後の課題】

○学年が上がるにつれて「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある人が増え、成長過程の中で周囲の大人や社会から性別役割意識の影響を受けていることがうかがえます。また、高校生では学校外の活動から「男らしさ」「女らしさ」を感じた割合も高まっており、成長に伴い接する情報や人間関係の広がりが性別役割意識に影響していると考えられます。

○先生や保護者、親族等から「男の子なんだから」「女の子なんだから」と言われたことがある人は高校生で多くっており、特に女性では家庭や親族等、身近な環境からそうした発言を受けていることが多い状況がうかがえます。

○「男らしさ」「女らしさ」を感じた情報源としては、中高生ともに「インターネット・SNS」が最も高く、メディアや学校活動も一定の影響を与えていることから、若年層の意識形成において学校という身近な環境だけでなく、デジタル環境の影響力が大きいことがうかがえます。

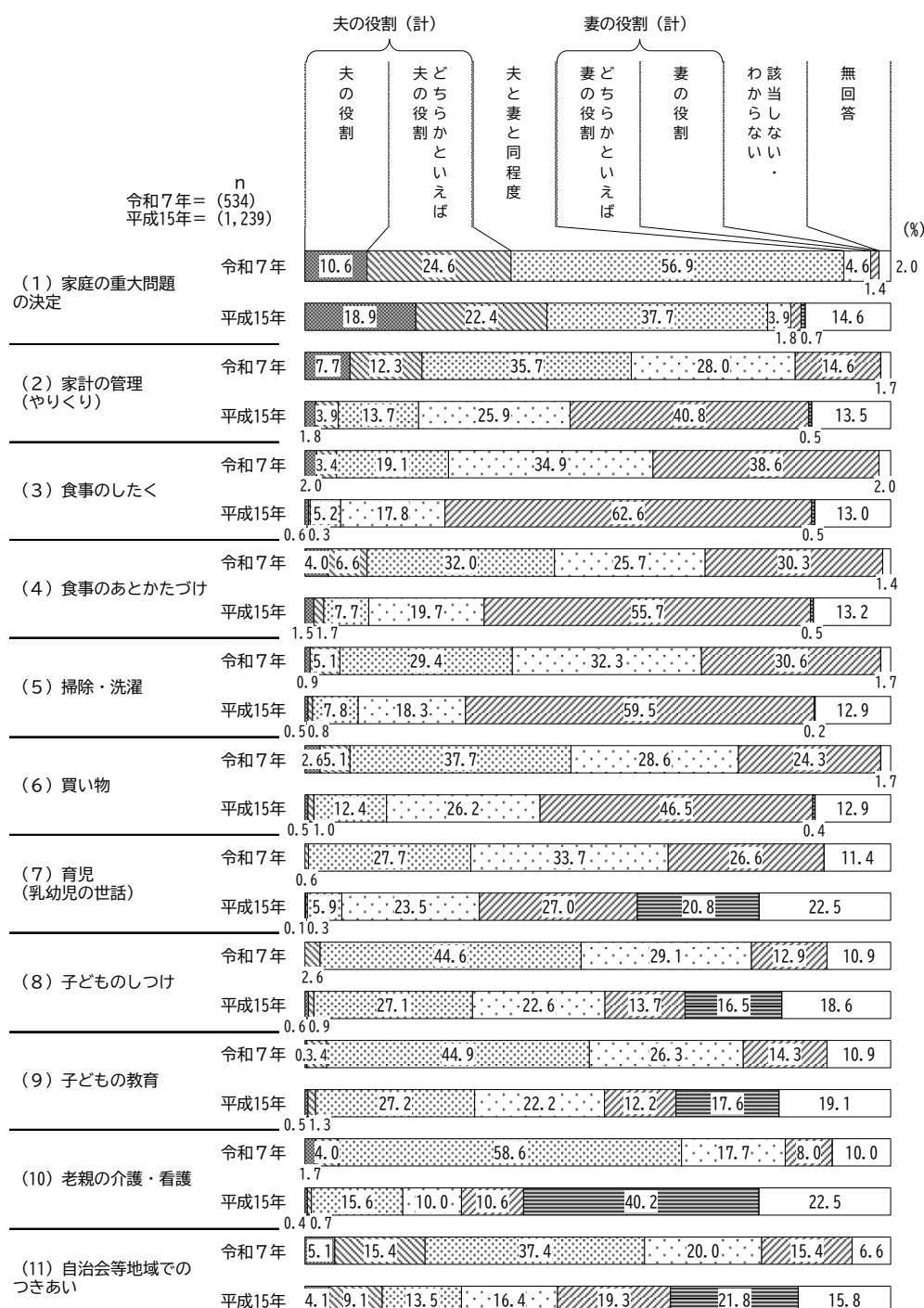
⇒子どもの頃から性別にとらわれない価値観を育むため、学校・家庭・地域が連携した啓発や教育を進めるとともに、大人側の意識改革を図っていくことが課題と考えられます。また、学校教育だけでなく、SNS等を含めた多様な情報媒体におけるジェンダー平等の視点を推進するとともに、子ども・若者が固定的な性別観にとらわれず、主体的に情報を捉える力を育む取組が求められます。

2 就労、家庭について

<夫婦の役割分担（問3）>

○全体では、「夫と妻と同程度」の割合が『(10) 老親の介護・看護』（58.6%）と『(1) 家庭の重大問題の決定』（56.9%）で半数を超えている。一方、それ以外の項目では《妻の役割（計）》の割合が高く、『(3) 食事のしたく』で73.5%、『(5) 掃除・洗濯』で62.9%、『(7) 育児（乳幼児の世話）』で60.3%、『(4) 食事のあとかたづけ』で56.0%、『(6) 買い物』で52.9%と半数を超えている。

○平成15年調査と比較すると、全ての項目で「夫と妻と同程度」の割合が増加している。また、《妻の役割（計）》の割合が『(2) 家計の管理（やりくり）』、『(4) 食事のあとかたづけ』、『(6) 買い物』で20ポイント前後減少している。



*令和7年調査では、選択肢「該当しない・わからない」を聴取していない。

【問3に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
1 性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	(2) 男女共同参画による地域の活性化	② 地域活動における男女共同参画の促進
2 仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち	(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進 ② 多様な働き方を可能とする介護の支援基盤整備の推進

【今後の課題】

○家庭内の役割分担については、「夫と妻と同程度」とする割合が平成15年調査から全ての項目で増加しており、家庭における男女共同参画意識は一定程度進展していることがうかがえます。

○一方で、食事のしたくや掃除・洗濯、育児など日常的な家事・ケア労働については、依然として「妻の役割」となっており、家庭内における固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、妻の負担が大きい状況がみられます。

⇒家事・育児・介護等を性別にかかわらず分担できる環境づくりを進めるとともに、男性の家庭参画促進や働き方改革を含めた意識啓発が課題と考えられます。

<生活の中での優先度（問 12）>

○生活の中での優先度の希望については、全体では、「仕事、家庭生活、個人の生活全て」が 24.9% で最も高く、次いで、「家庭生活と個人の生活を優先」（18.9%）、「個人の生活を優先」（13.7%）、「家庭生活を優先」（13.5%）が続いている。

○性別でみると、男女ともに「仕事、家庭生活、個人の生活全て」が最も高くなっているが、女性（28.5%）が男性（21.8%）より 6.7 ポイント高くなっている。また、「家庭生活と個人の生活を優先」は女性（22.2%）が男性（15.6%）より 6.6 ポイント高くなっている。

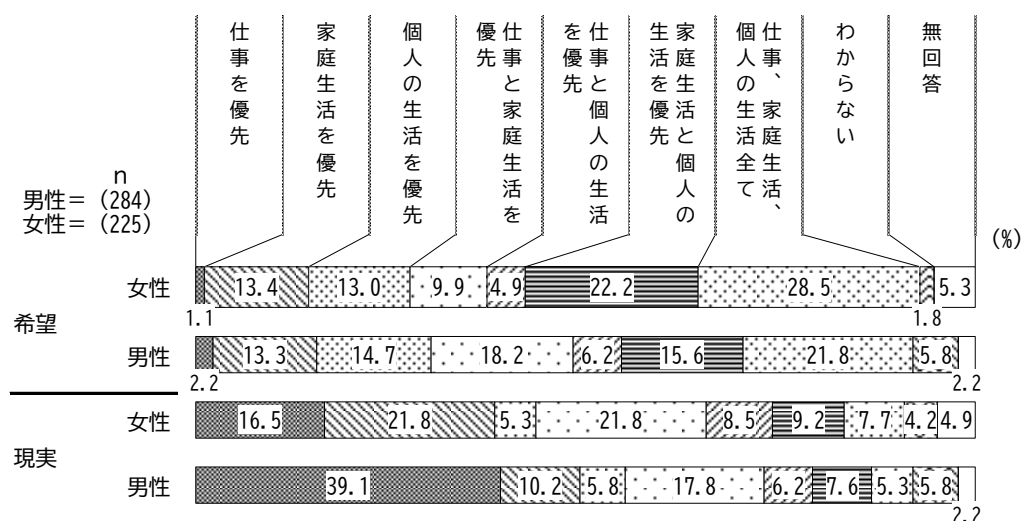
○一方、「仕事と家庭生活を優先」は男性（18.2%）が女性（9.9%）より 8.3 ポイント高くなっている。

○生活の中での優先度の現実については、全体では、「仕事を優先」が 26.0% で最も高く、次いで、「仕事と家庭生活を優先」（19.7%）、「家庭生活を優先」（16.7%）が続いている。

○性別でみると、女性では「家庭生活を優先」と「仕事と家庭生活を優先」（ともに 21.8%）、男性では「仕事を優先」（39.1%）が最も高くなっている。

○「家庭生活を優先」は女性（21.8%）が男性（10.2%）より 11.6 ポイント高くなっている。

○一方、「仕事を優先」は男性（39.1%）が女性（16.5%）より 22.6 ポイント高くなっている。



【問 12 に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
2 仕事と生活の調和した いきいきと活躍できるまち	(1) 就業における男女 共同参画の推進	② あらゆる分野における女性の活躍推進
	(2) ライフステージに 応じたワーク・ライフ・バ ランスの支援	① 多様な働き方を可能とする育児の支援基 盤整備の推進
		② 多様な働き方を可能とする介護の支援基 盤整備の推進

【今後の課題】

○男女ともに「仕事・家庭生活・個人の生活を全て両立したい」と考える割合が最も高く、仕事と生活の調和を重視する意識が広がっていることがうかがえますが、現実では男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を優先している割合が高く、希望と実態との間に乖離がみられるとともに、依然として性別による役割分担が反映されている状況がうかがえます。

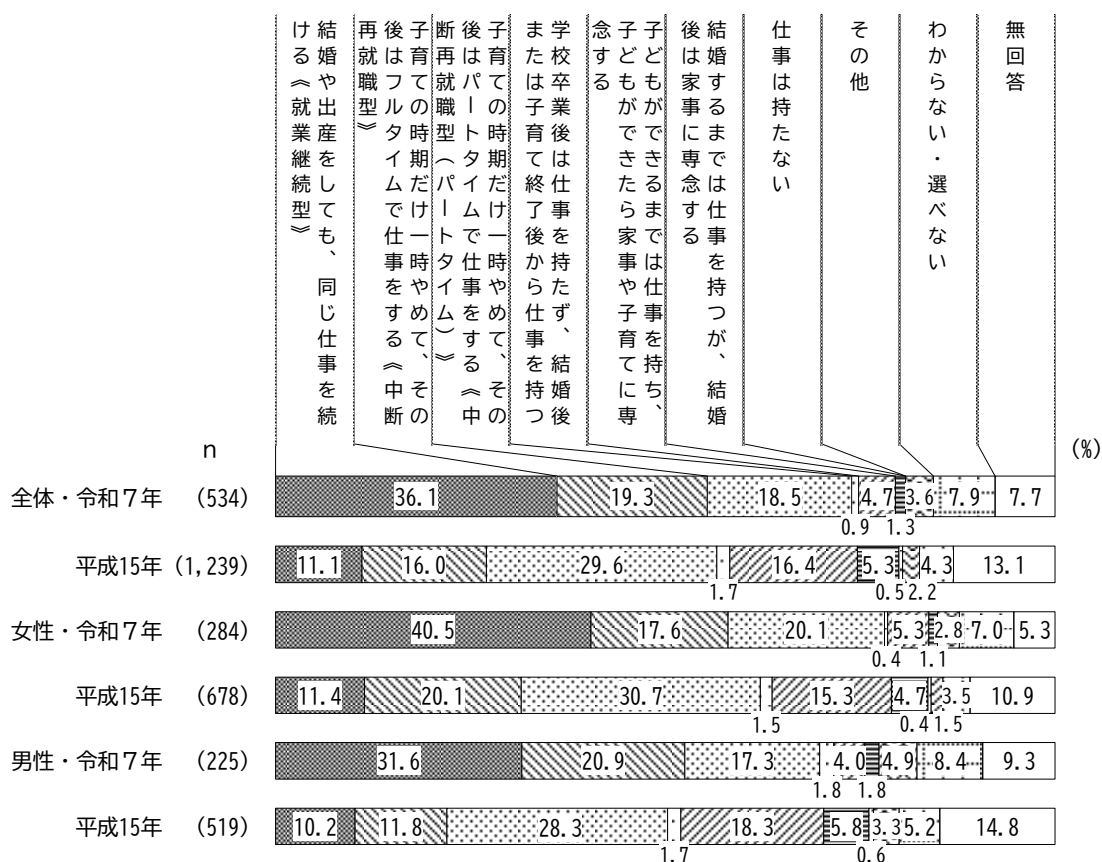
⇒誰もが希望するライフスタイルを実現できるよう、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進、家事・育児・介護の分担促進など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めていく必要があります。

<女性の働き方の理想（問4）>

○理想については、全体では、「結婚や出産をしても、同じ仕事を続ける《就業継続型》」が36.1%で最も高く、次いで、「子育ての時期だけ一時やめて、その後はフルタイムで仕事をする《中断再就職型》」(19.3%)、「子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事をする《中断再就職型（パートタイム）》」(18.5%)が続いている。

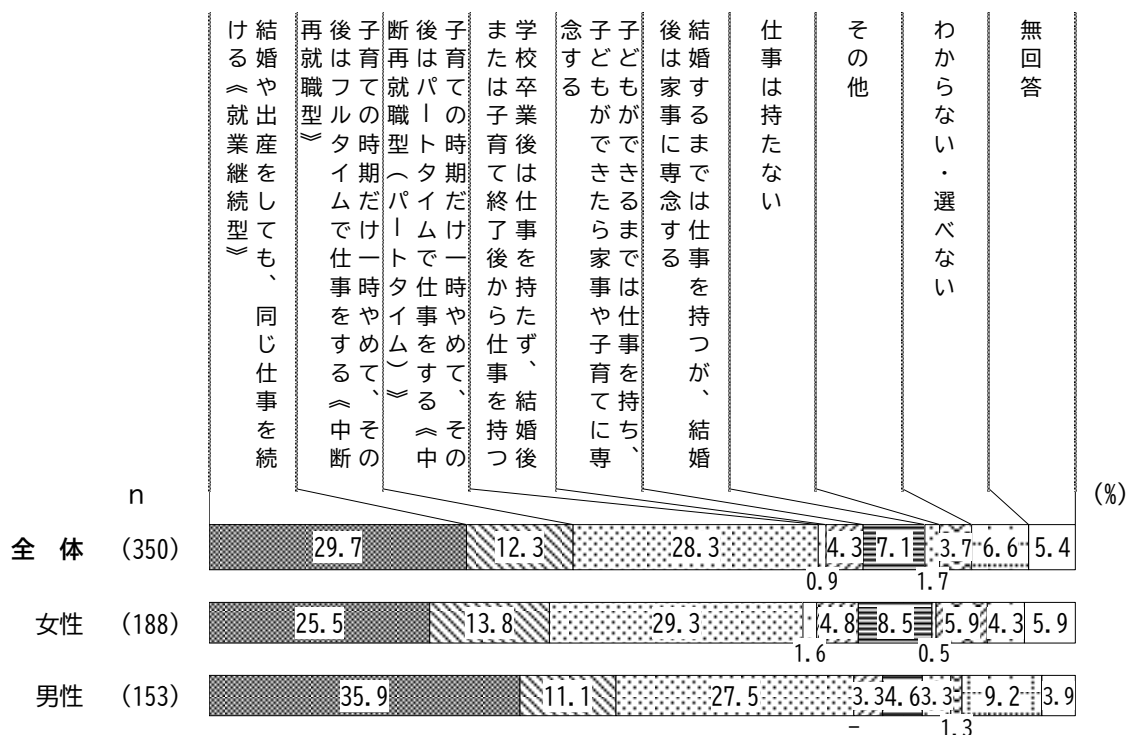
○性別でみると、男女ともに「結婚や出産をしても、同じ仕事を続ける《就業継続型》」が最も高くなっているが、女性（40.5%）が男性（31.6%）より8.9ポイント高くなっている。

○平成15年調査と比較すると、男女ともに「結婚や出産をしても、同じ仕事を続ける《就業継続型》」が20ポイント以上増加している。一方、「子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事をする《中断再就職型（パートタイム）》」、「子どもができるまでは仕事をもち、子どもができたらず家事や子育てに専念する」は男女ともに10ポイント以上減少している。



<女性の働き方の現状（問4）>

- 配偶者・パートナーがいる方の現状については、全体では、「結婚や出産をしても、同じ仕事を続ける《就業継続型》」が29.7%で最も高く、次いで、「子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事をする《中断再就職型（パートタイム）》」（28.3%）、「子育ての時期だけ一時やめて、その後はフルタイムで仕事をする《中断再就職型》」（12.3%）が続いている。
- 性別でみると、女性では「子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事をする《中断再就職型（パートタイム）》」（29.3%）、男性では「結婚や出産をしても、同じ仕事を続ける《就業継続型》」（35.9%）が最も高くなっている。
- 「結婚や出産をしても、同じ仕事を続ける《就業継続型》」は男性（35.9%）が女性（25.5%）より10.4ポイント高くなっている。



【問4に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
2 仕事と生活の調和した いきいきと活躍できるまち	(1) 職場における男女 共同参画の推進	② あらゆる分野における女性の活躍推進
		③ 事業者等による働きやすい環境づくりの 促進
	(2) ライフステージに 応じたワーク・ライフ・バ ランスの支援	① 多様な働き方を可能とする育児の支援基 盤整備の推進
		② 多様な働き方を可能とする介護の支援基 盤整備の推進

【今後の課題】

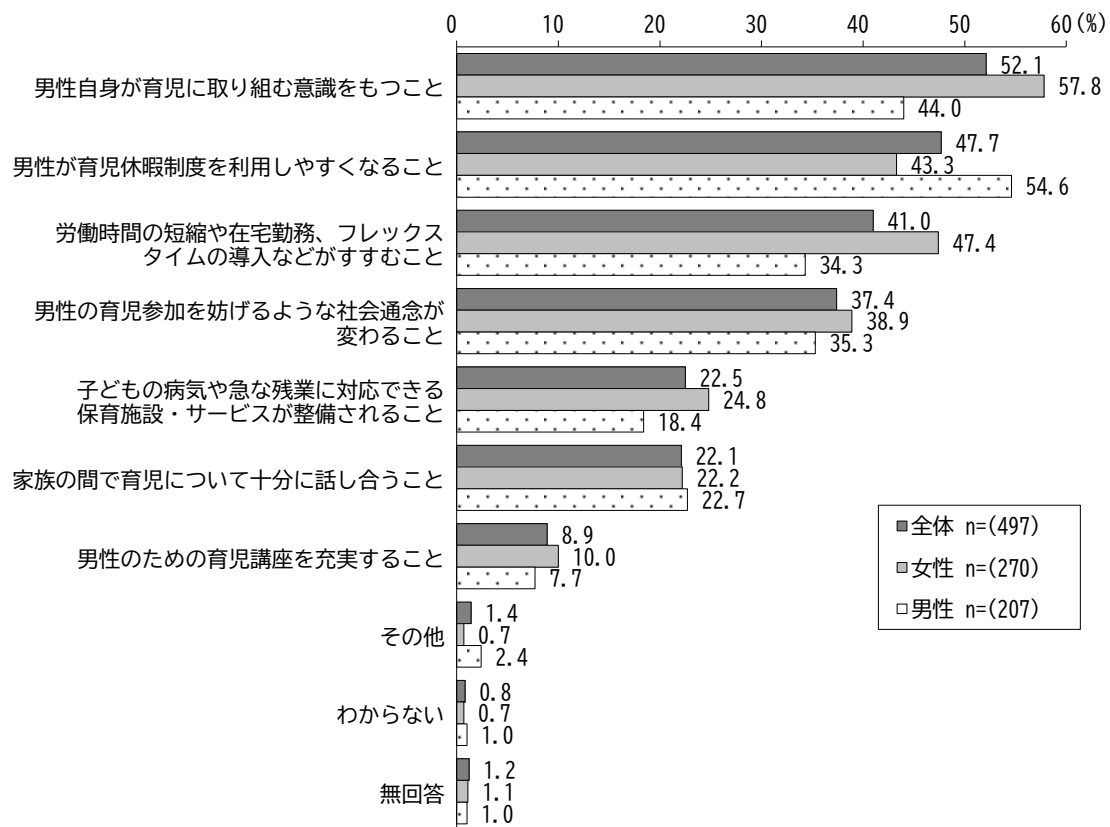
○女性の働き方に関する理想としては、「結婚や出産をしても仕事を続ける」とする就業継続志向が男女ともに最も高く、平成 15 年調査から大きく増加していることから、出産・子育てと就業の両立を望む傾向がうかがえます。また、子育て期に離職しパートタイムとして再就職する働き方や、家事・育児に専念する考え方は減少しており、従来の性別役割分担を前提とした考え方は変化しつつあると考えられます。

○一方で、配偶者・パートナーがいる方の現状としては、「結婚や出産後も仕事を継続する」割合が最も高い一方で、女性では「子育て期に一時離職し、その後パートタイムで再就職する」働き方が最も多く、理想と現実に差がみられます。

⇒出産・育児期においても女性が希望する形で働き続けられるよう、仕事と育児の両立支援や柔軟な働き方の推進に加え、男性の家事・育児参加促進を図っていくことが必要です。

<男性の育児参加を促進するために重要なこと（問6－2）>

- 全体では、「男性自身が育児に取り組む意識をもつこと」が52.1%で最も高く、次いで、「男性が育児休暇制度を利用しやすくなること」(47.7%)、「労働時間の短縮や在宅勤務、フレックスタイムの導入などがすすむこと」(41.0%)、「男性の育児参加を妨げるような社会通念が変わること」(37.4%)が続いている。
- 性別でみると、女性では「男性自身が育児に取り組む意識をもつこと」(57.8%)、男性では「男性が育児休暇制度を利用しやすくなること」(54.6%)が最も高くなっている。
- 「男性自身が育児に取り組む意識をもつこと」は女性(57.8%)が男性(44.0%)より13.8ポイント、「労働時間の短縮や在宅勤務、フレックスタイムの導入などがすすむこと」は女性(47.4%)が男性(34.3%)より13.1ポイント高くなっている。
- 一方、「男性が育児休暇制度を利用しやすくなること」は男性(54.6%)が女性(43.3%)より11.3ポイント高くなっている。

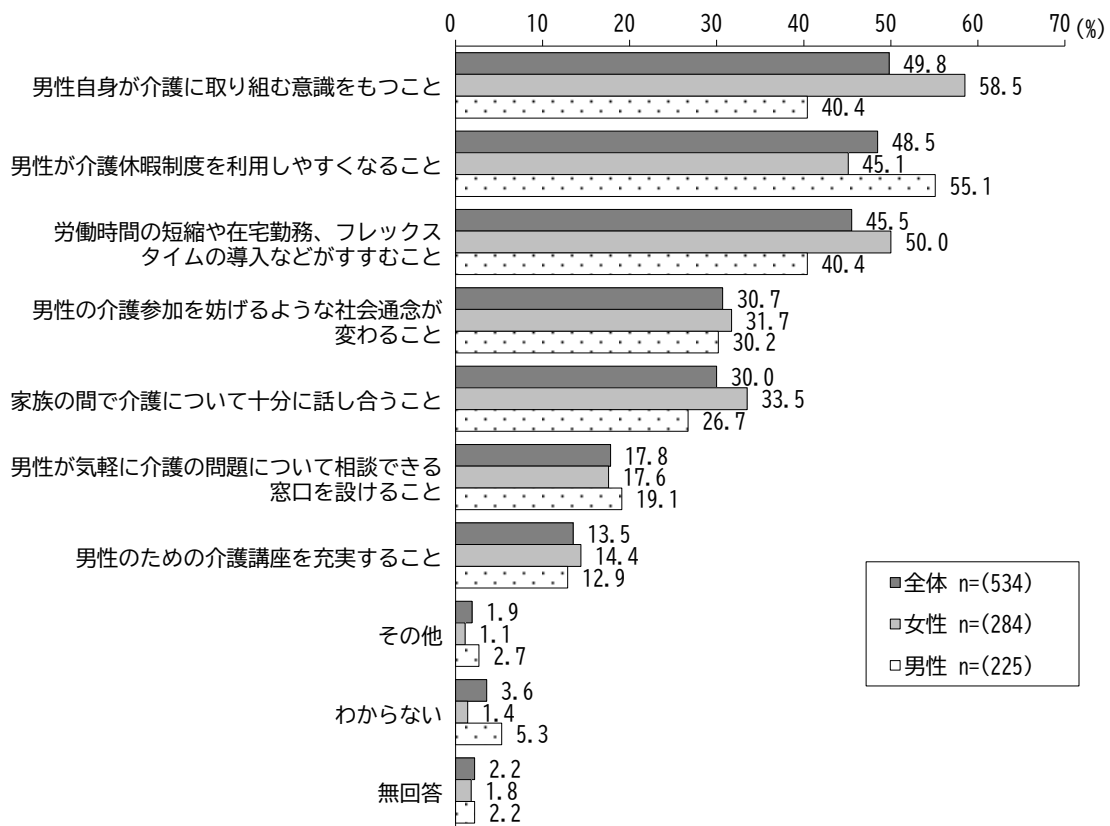


【問6－2に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
2 仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち	(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進
		② 多様な働き方を可能とする介護の支援基盤整備の推進

<男性の介護参加を促進するために重要なこと（問9）>

- 全体では、「男性自身が介護に取り組む意識をもつこと」が49.8%で最も高く、次いで、「男性が介護休暇制度を利用しやすくなること」（48.5%）、「労働時間の短縮や在宅勤務、フレックスタイムの導入などがすすむこと」（45.5%）が続いている。
- 性別でみると、女性では「男性自身が介護に取り組む意識をもつこと」（58.5%）、男性では「男性が介護休暇制度を利用しやすくなること」（55.1%）が最も高くなっている。
- 「男性自身が介護に取り組む意識をもつこと」は女性（58.5%）が男性（40.4%）より18.1ポイント、「労働時間の短縮や在宅勤務、フレックスタイムの導入などがすすむこと」は女性（50.0%）が男性（40.4%）より9.6ポイント高くなっている。
- 一方、「男性が介護休暇制度を利用しやすくなること」は男性（55.1%）が女性（45.1%）より10ポイント高くなっている。



【問9に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
2 仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち	(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進
		② 多様な働き方を可能とする介護の支援基盤整備の推進

【今後の課題】

○男性の育児・介護参加を促進するためには、「男性自身の意識改革」や「休暇制度の利用しやすさ」、「柔軟な働き方の推進」が重要と考えられており、個人の意識と社会・職場環境の双方の改善が求められていることがうかがえます。

○女性では男性自身の意識改革や働き方改革を重視する割合が高い一方、男性では休暇制度の利用しやすさを重視する割合が高く、性別によってニーズや課題認識に違いがみられます。

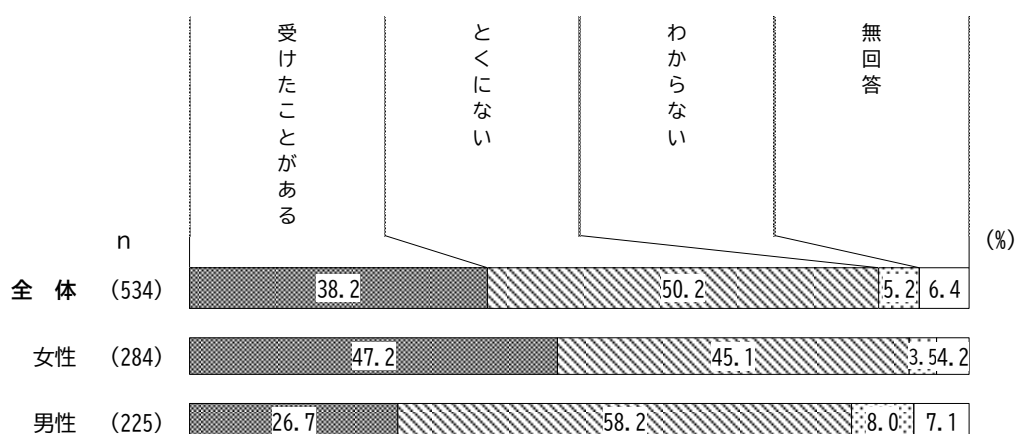
⇒男性が育児・介護へ主体的に関わる意識醸成に加え、長時間労働の見直しや休暇制度を利用しやすい職場風土づくりなど、実際に参画しやすい環境整備を進めていく必要があります。

3 ハラスメント、暴力について

<セクシュアル・ハラスメントを受けた経験（問 14）>

○何らかのセクシュアル・ハラスメントを「受けたことがある」（「とくにない」、「わからない」、無回答を除いた数）は、女性で 47.2%、男性で 26.7%となっており、女性が男性を 20.5 ポイント上回っている。

○経験したセクシュアル・ハラスメントについては、全体では、「年齢やからだのことで不愉快な意見や冗談を言われたこと」が 19.7%で最も高く、次いで、「結婚すること、しないことなどを話題にされたこと」（13.9%）、「ジロジロと見られたり、触られたりしたこと」（12.4%）、「卑わいなことばをかけられたり、わい談をされたこと」（11.8%）が続いている。



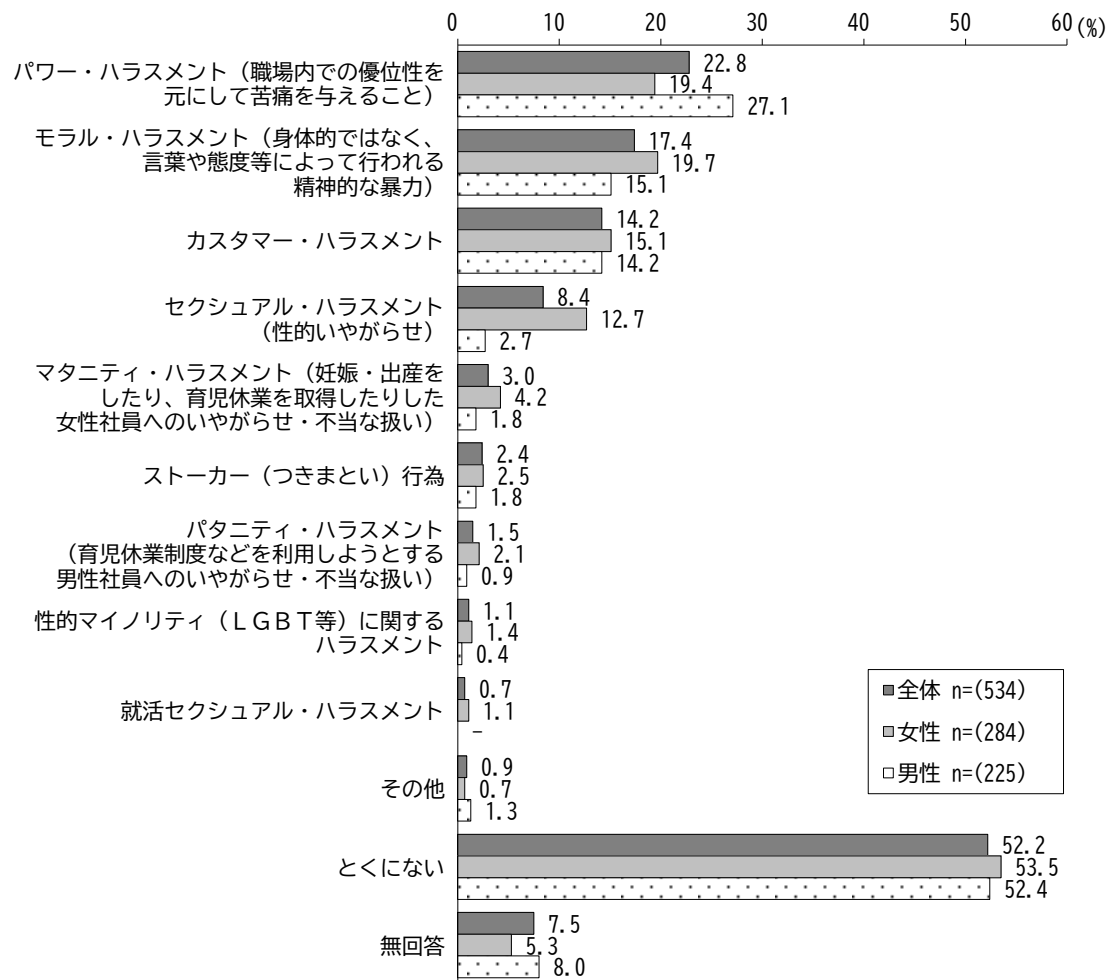
【問 14 に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
3 誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	(1) すべての暴力の根絶	① 暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発の推進

<職場でハラスメントを受けた経験（問 18）>

○全体では、「パワー・ハラスメント」が 22.8%で最も高く、次いで、「モラル・ハラスメント」（17.4%）、「カスタマー・ハラスメント」（14.2%）が続いている。一方、「とくにない」が 52.2%となっている。

○性別でみると、女性では「モラル・ハラスメント」（19.7%）、男性では「パワー・ハラスメント」（27.1%）が最も高くなっている。「セクシュアル・ハラスメント」は女性（12.7%）が男性（2.7%）より 10 ポイント高くなっている。一方、「パワー・ハラスメント」は男性（27.1%）が女性（19.4%）より 7.7 ポイント高くなっている。



【問 18 に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
2 仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち	(1) 就業における男女共同参画の推進	③ 事業者等による働きやすい環境づくりの促進
3 誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	(1) すべての暴力の根絶	① 暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発の推進

【今後の課題】

○セクシュアル・ハラスメントを受けた経験は女性で約半数に達しており、男性を大きく上回っていることから、女性の方が被害に遭いやすい状況がうかがえます。特に、身体や年齢に関する発言、結婚観への言及などが被害として多くなっています。

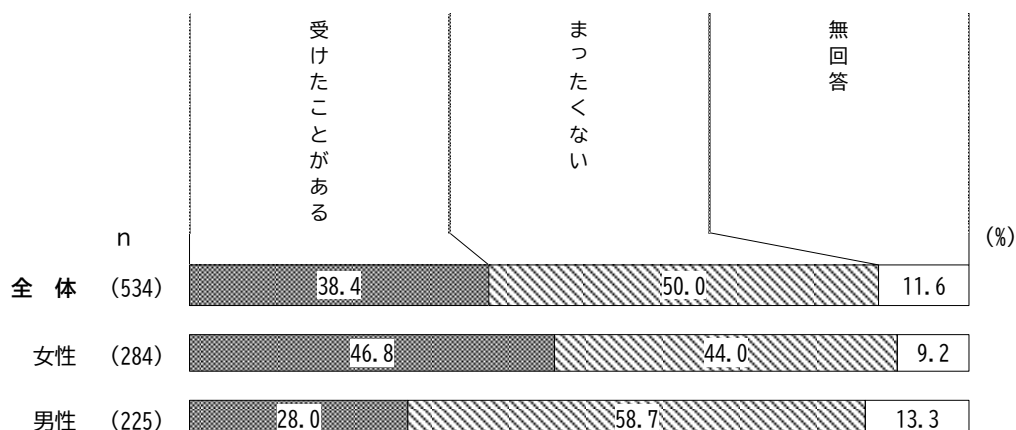
○また、パワー・ハラスメントやモラル・ハラスメントについても一定数の経験があり、性別によって受けやすいハラスメントの傾向が異なっていることがうかがえます。

⇒あらゆるハラスメントを許さない職場・地域環境づくりに向けた啓発や相談体制の充実に加え、性別や立場に応じた被害実態を踏まえた防止対策を推進していく必要があります。

<パートナー（夫・妻・恋人）から暴力を受けた経験（問 15）>

○パートナー（夫・妻・恋人）から何らかの暴力を「受けたことがある」（いずれかの項目で「何度もあった」、「1、2度あった」と回答した数）は、女性で 46.8%、男性で 28.0%となっており、女性が男性を 18.8 ポイント上回っている。

○経験した暴力については、全体では、《身体的暴力》で『（3）医師の治療が必要とならない程度の暴行を受けた』が 6.1%、《精神的暴力》では『（7）大声でどなられた』（27.6%）、《性的暴力》では『（10）いやがっているのに性的な行為を強要された』（7.8%）と『（9）避妊に協力しない』（7.5%）、《経済的暴力》では『（12）給料や貯金を勝手に使われる』（7.1%）と『（11）生活費を渡されない、または制限される』（6.8%）の割合が高くなっている。



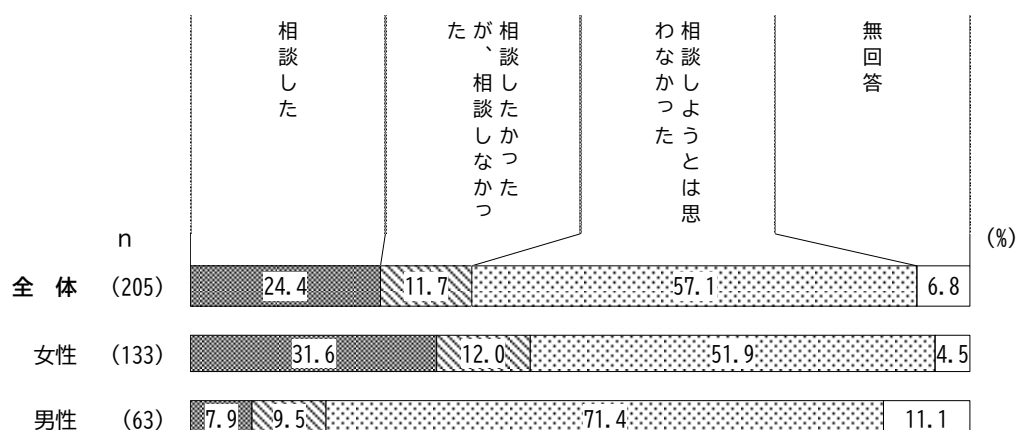
【問 15 に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
3 誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	(1) すべての暴力の根絶	① 暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発の推進

<暴力を受けたときの相談の有無（問 16）>

○全体では、「相談しようとは思わなかった」が 57.1%で最も高く、次いで、「相談した」（24.4%）、「相談したかったが、相談しなかった」（11.7%）が続いている。

○性別でみると、「相談した」は女性（31.6%）が男性（7.9%）より 23.7 ポイント高くなっている。一方、男女ともに「相談しようとは思わなかった」が最も高くなっているが、男性（71.4%）が女性（51.9%）より 19.5 ポイント高くなっている。



【問 16 に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
3 誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	(1) すべての暴力の根絶	③ 配偶者等からの暴力被害者に対する相談・支援の充実

【今後の課題】

○パートナーから何らかの暴力を受けた経験は女性で約半数に達しており、男性を大きく上回っています。特に、大声で怒鳴るなどの精神的暴力の割合が高く、身体的暴力に限らない暴力が存在している状況です。

○暴力を受けても「相談しようとは思わなかった」とする割合が男女ともに高く、特に男性ではその傾向が顕著です。

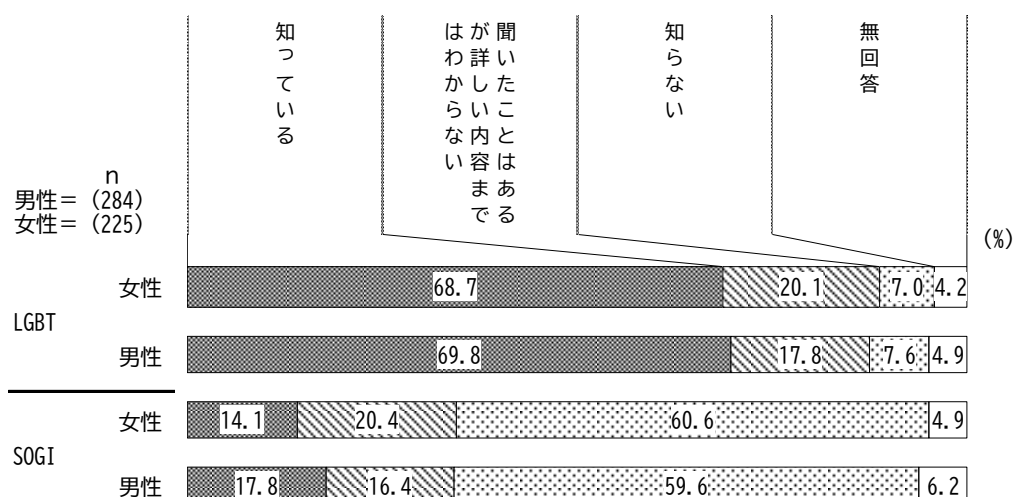
⇒配偶者等からの暴力は深刻な人権問題です。あらゆる暴力を許さないという意識の醸成に加え、DVに関する正しい理解の普及や相談窓口の周知、安心して相談できる体制の充実、性別を問わず支援につながりやすい環境整備を進めていく必要があります。

4 多様な性について

< L G B T、S O G I の認知度（問 22） >

○ L G B T については、全体では、「知っている」が 68.5% で最も高く、次いで、「聞いたことはあるが詳しい内容まではわからない」(18.5%)、「知らない」(7.3%) が続いている。

○ S O G I については、全体では、「知らない」が 59.2% で最も高く、次いで、「聞いたことはあるが詳しい内容まではわからない」(18.7%)、「知っている」(15.4%) が続いている。



【問 22 に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
1 性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	(1) 性の平等と性の多様性への理解促進	② 人権教育を通じた多様な性への理解促進

< L G B T 等であることを打ち明けられた場合の対応（問 24） >

○ L G B T 等であることを打ち明けられた場合、『理解する』ことができると回答した人は 68.4%、『悩みを聞く』ことができると回答した人は 64.2%、『相手との距離を今までどおり』とする人は 72.3% となっている。また、いずれの項目も対応できるか「わからない」とする回答が 2 割程度となっている。

○ いずれの項目も、対応できるとする回答は女性が男性を上回っている。

【問 24 に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
1 性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	(1) 性の平等と性の多様性への理解促進	② 人権教育を通じた多様な性への理解促進

【今後の課題】

○LGBTという言葉の認知は一定程度進んでいる一方で、SOGIについては「知らない」とする割合が高く、性の多様性に関する用語の認知度や理解度には差がみられます。

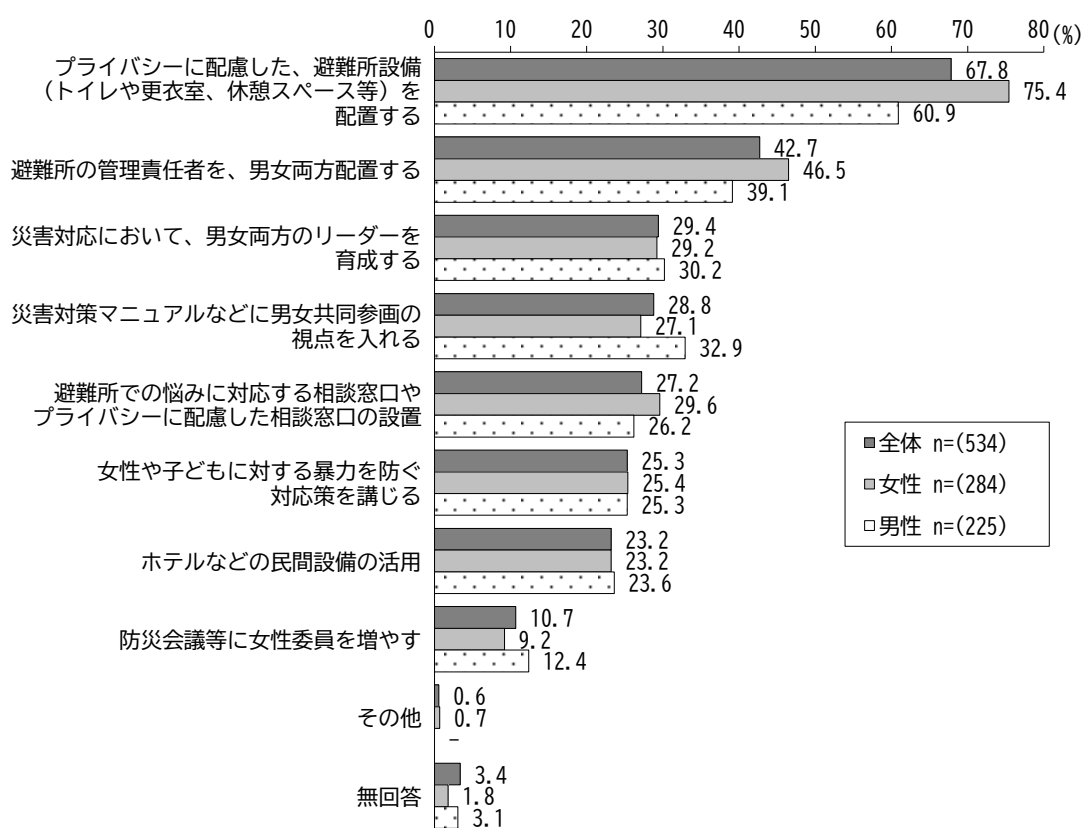
○また、LGBT等であることを打ち明けられた場合に「理解する」「悩みを聞く」「これまでどおり接する」と回答した人は6～7割程度となっており、多様な性への理解は広がりつつあることがうかがえます。一方で、「わからない」とする回答も一定数みられることから、知識不足から対応に戸惑う人がいることが考えられます。

⇒性の多様性に関する正しい知識や理解を広げるための啓発を引き続き進めるとともに、誰もが安心して暮らせて、気軽に相談できる環境づくりや、多様性を尊重する地域社会の形成を推進していく必要があります。

5 防災について

<防災対策や避難所の運営で重要なこと（問 25）>

- 全体では、「プライバシーに配慮した、避難所設備（トイレや更衣室、休憩スペース等）を配置する」が 67.8%で最も高く、次いで、「避難所の管理責任者を、男女両方配置する」（42.7%）、「災害対応において、男女両方のリーダーを育成する」（29.4%）、「災害対策マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる」（28.8%）が続いている。
- 性別でみると、男女ともに「プライバシーに配慮した、避難所設備（トイレや更衣室、休憩スペース等）を配置する」が最も高くなっているが、女性（75.4%）が男性（60.9%）より 14.5 ポイント高くなっている。
- 「避難所の管理責任者を、男女両方配置する」は女性（46.5%）が男性（39.1%）より 7.4 ポイント高くなっている。一方、「災害対策マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる」は男性（32.9%）が女性（27.1%）より 5.8 ポイント高くなっている。



【問 25 に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
1 性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	(2) 男女共同参画による地域の活性化	③ 男女共同参画の視点による地域防災力の向上

【今後の課題】

○防災対策や避難所運営においては、プライバシーに配慮した設備整備を重視する割合が最も高く、特に女性でその傾向が強いことから、避難生活における安心・安全の確保に対するニーズが高いことがうかがえます。

○また、避難所運営における男女双方の責任者配置や、災害対応における多様な視点の必要性も認識されており、防災分野における男女共同参画の重要性が広がっていると考えられます。

⇒避難所環境の改善に加え、女性を含む多様な人材が防災の意思決定や運営に参画できる体制づくりを進めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災施策の推進が必要です。

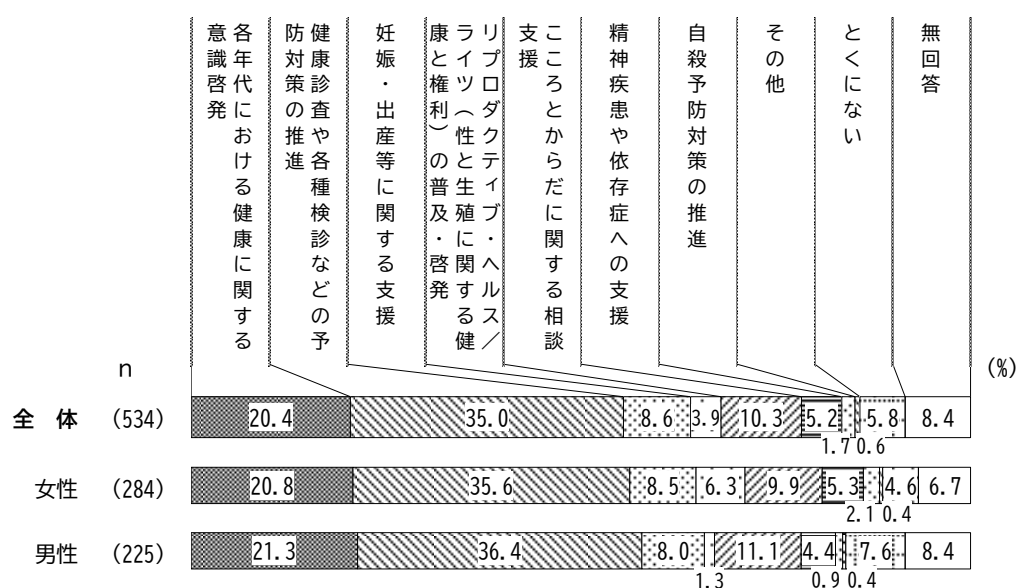
6 健康について

<生涯を通じた健康維持のために必要な支援（問 26）>

○全体では、「健康診査や各種検診などの予防対策の推進」が 35.0%で最も高く、次いで、「各年代における健康に関する意識啓発」（20.4%）、「こころとからだに関する相談支援」（10.3%）、「妊娠・出産等に関する支援」（8.6%）が続いている。

○性別でみると、男女ともに「健康診査や各種検診などの予防対策の推進」が3割台で最も高くなっている。

○「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の普及・啓発」は女性（6.3%）が男性（1.3%）より 5.0 ポイント高くなっている。



【問 26 に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
1 性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	(3) 生涯を通じた健康支援	① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する普及啓発
		② ライフステージに応じた健康づくりの推進

【今後の課題】

○生涯を通じた健康維持のためには、「健康診査や各種検診などの予防対策の推進」を求める割合が最も高く、男女ともに疾病予防や健康管理への関心が高いことがうかがえます。

○また、健康に関する意識啓発やこころとからだに関する相談支援へのニーズもみられることから、ライフステージに応じた継続的な健康支援の充実が求められています。一方で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する関心には男女差がみられます。

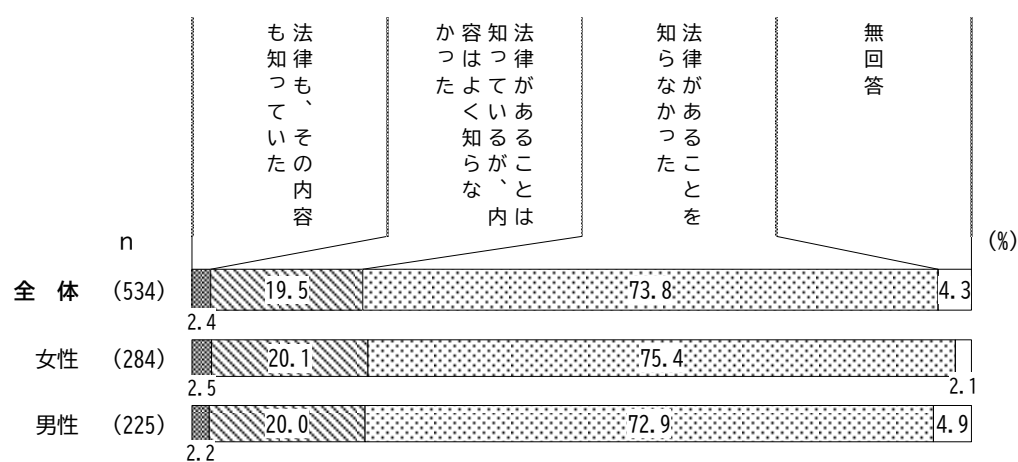
⇒健診・検診の受診促進、性別や年代による健康課題に関する正しい知識の啓発を進めて、障害を通じた健康支援を行う必要があります。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツは心も体も健やかに、自分らしく充実した人生を生きるうえで欠かせない権利です。性別を問わず理解を深めるための普及・啓発を進めていくことが必要です。

7 困難な問題を抱える女性について

<「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の認知度（問 27）>

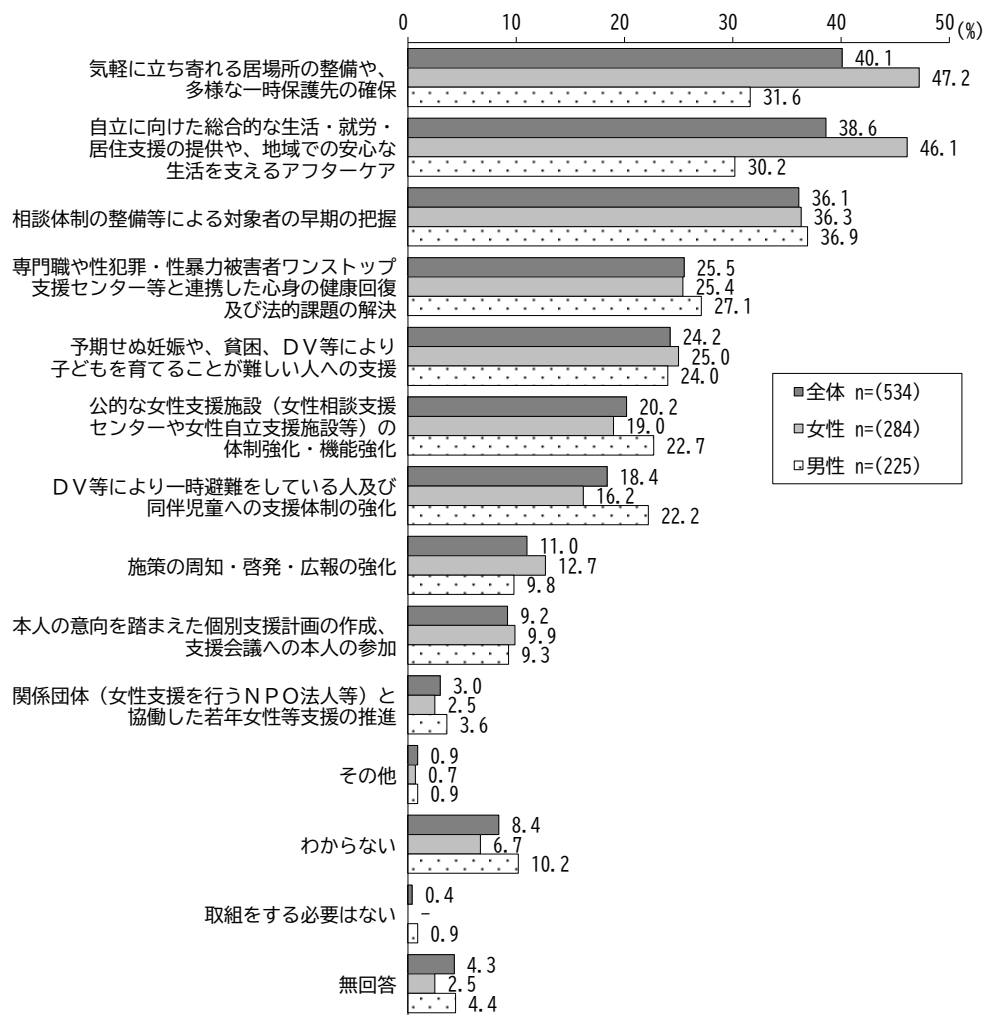
○全体では、「法律があることを知らなかった」が73.8%で最も高く、次いで、「法律があることは知っているが、内容はよく知らなかった」（19.5%）、「法律も、その内容も知っていた」（2.4%）が続いている。

○性別でみると、男女ともに「法律があることを知らなかった」が7割台で最も高くなっており、「知っている」は2%程度に留まっている。



< 困難を抱える女性を支援するために必要な取組（問 28） >

- 全体では、「気軽に立ち寄れる居場所の整備や、多様な一時保護先の確保」が 40.1%で最も高く、次いで、「自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援の提供や、地域での安心な生活を支えるアフターケア」(38.6%)、「相談体制の整備等による対象者の早期の把握」(36.1%)が続いている。
- 性別でみると、女性では「気軽に立ち寄れる居場所の整備や、多様な一時保護先の確保」(47.2%)、男性では「相談体制の整備等による対象者の早期の把握」(36.9%)が最も高くなっている。
- 「自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援の提供や、地域での安心な生活を支えるアフターケア」は女性（46.1%）が男性（30.2%）より 15.9 ポイント、「気軽に立ち寄れる居場所の整備や、多様な一時保護先の確保」は女性（47.2%）が男性（31.6%）より 15.6 ポイント高くなっている。



【問 28 に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
3 誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	(1) すべての暴力の根絶	④ 被害者の早期発見・早期対応と自立支援の充実
	(2) 性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	① 誰もが相談しやすい相談窓口の周知の推進
		② 当事者に寄り添ったきめ細かな相談・支援の充実
		③ 関係機関等との切れ目のない連携・協働の推進

【今後の課題】

○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」については、「法律があることを知らなかった」とする割合が7割を超えており、制度や支援内容に関する認知が十分に広がっていない状況がうかがえます。

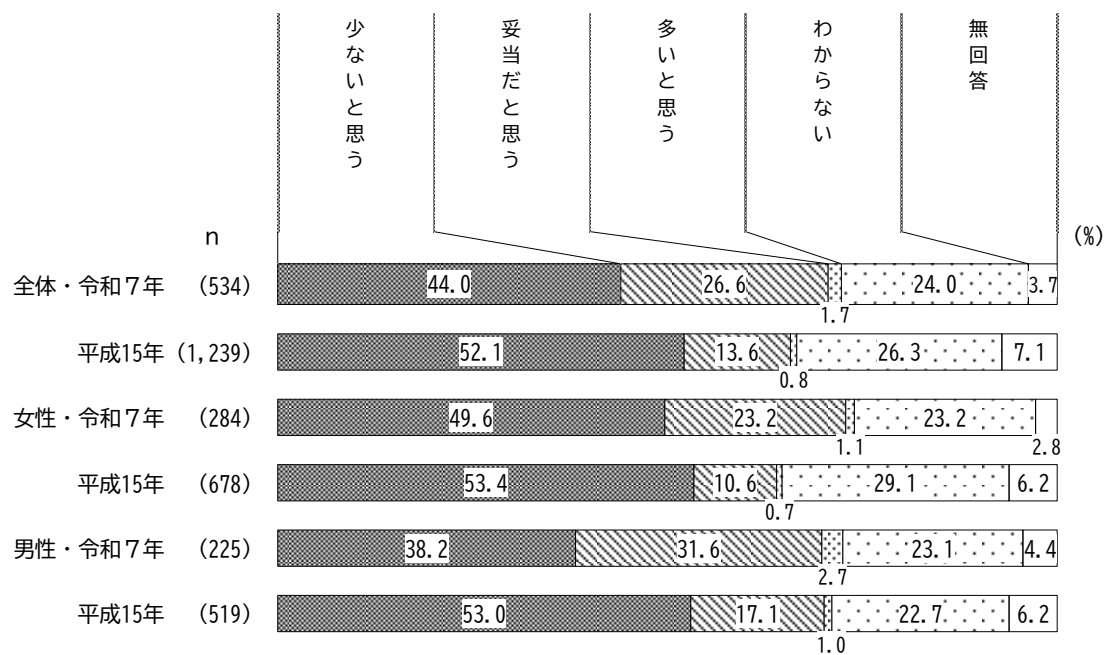
○また、必要な支援としては、居場所づくりや一時保護、自立に向けた生活・就労支援、早期把握のための相談体制整備などが求められており、特に女性では生活基盤や安心して過ごせる環境の確保を重視する傾向がみられます。

⇒法律や支援制度の周知啓発を進めるとともに、困難を抱える女性が孤立することなく早期に支援につながる体制整備や、継続的な自立支援・居場所支援を充実していくことが必要です。

8 女性の参画について

<現在の女性の方針決定過程への参画についての考え方（問 20）>

- 全体では、「少ないと思う」が 44.0%で最も高く、次いで、「妥当だと思う」（26.6%）が続いている。一方、「わからない」が 24.0%となっている。
- 性別でみると、男女ともに「少ないと思う」が最も高くなっているが、女性（49.6%）が男性（38.2%）より 11.4 ポイント高くなっている。一方、「妥当だと思う」は男性（31.6%）が女性（23.2%）より 8.4 ポイント高くなっている。
- 審議会の女性委員は平成 14 年度末時点で 16.8%、令和 6 年 4 月 1 日時点で 36.4%となっている。平成 15 年調査と比較すると、審議会における女性委員の割合について、「少ないと思う」は全体で 8.1 ポイント減少し、「妥当だと思う」が 13.0 ポイント増加している。

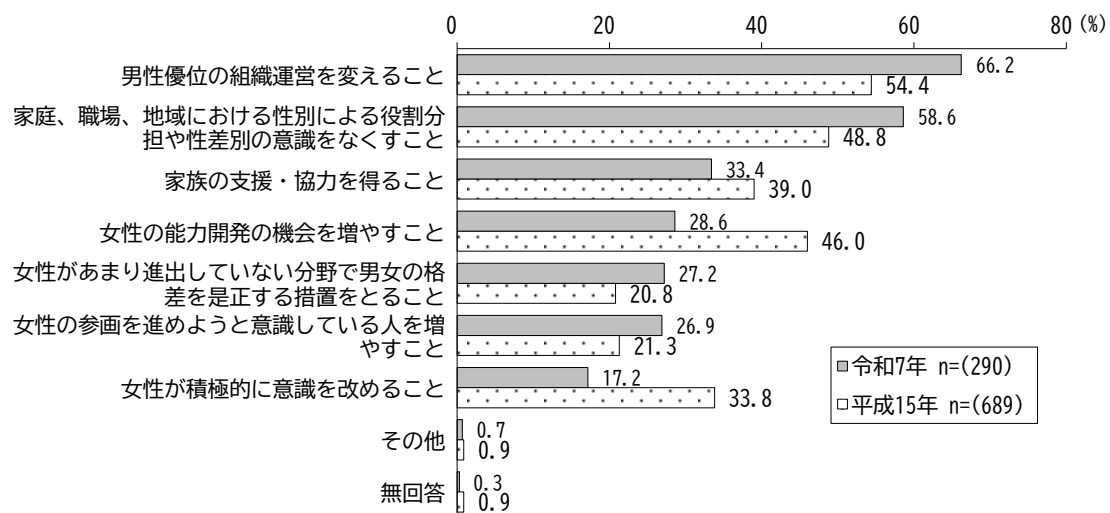


【問 20 に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
1 性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	(2) 男女共同参画による地域の活性化	① 政策・方針決定過程における女性参画の推進

<女性の社会進出に必要なこと（問 21—2）>

- 今後の女性の方針決定過程への参画について「もっと増やす必要がある」（54.3%）と回答した人に、女性の社会進出に必要なことについて聞いたところ、全体では、「男性優位の組織運営を変えること」が 66.2%で最も高く、次いで、「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識をなくすこと」（58.6%）、「家族の支援・協力を得ること」（33.4%）が続いている。
- 平成 15 年調査と比較すると、「男性優位の組織運営を変えること」が平成 15 年調査から 11.8 ポイント、「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識をなくすこと」が 9.8 ポイント増加している。
- 一方、「女性の能力開発の機会を増やすこと」、「女性が積極的に意識を改めること」は平成 15 年調査から 17 ポイント程度減少している。



【問 21—2 に関連する次期計画案の方向性等】

重点目標	課題	方向性
1 性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	(2) 男女共同参画による地域の活性化	① 政策・方針決定過程における女性参画の推進
2 仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち	(1) 就業における男女共同参画の推進	② あらゆる分野における女性の活躍推進

【今後の課題】

○女性の方針決定過程への参画状況については、「少ないと思う」とする割合が最も高く、特に女性でその傾向が強いことから、意思決定の場における男女格差への課題認識が依然として大きいことがうかがえます。

○一方で、審議会における女性委員割合は平成 15 年調査時点から上昇しており、女性参画は一定程度進展しているものの、なお十分とは認識されていない状況がみられます。

○また、女性の社会進出に必要なこととして、「男性優位の組織運営の見直し」や「固定的な性別役割分担意識の解消」を求める割合が高く、個人の努力よりも社会・組織構造の改善を重視する傾向が強まっています。

⇒女性が意思決定過程へ参画しやすい環境整備を進めるとともに、組織運営や社会慣行の見直し、多様な人材が活躍できる風土づくりを推進していく必要があります。

ポイント 国では第6次計画が策定（3月）、都では次期計画が策定予定（令和8年度内）

国と都の計画

男女共同参画基本計画 国	
第5次 令和2年度～令和7年度	第6次 令和8年度～令和12年度
【ポイント】 ○あらゆる分野における女性の参画拡大を推進 ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）女性活躍推進 ○女性に対する暴力の根絶 ○生涯を通じた健康支援 ○貧困等生活上の困難への支援 ○防災・復興における男女共同参画 ○男女共同参画社会の実現	【ポイント】 ○「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること」を引き続き目指し、取組を強化 ○あらゆる分野における意思決定に女性が参画する⇒女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現 ○女性の健康総合センターを司令塔に、生活の質の向上を目指したフェムテックの推進 ○男女共同参画の視点をテクノロジー施策に反映、利活用を支援 ○地域における男女共同参画を推進

東京都男女平等参画推進総合計画（策定予定） 都	
現行 令和4年度～令和8年度	次期 令和8年度～令和12年度（令和8年度中に策定予定）
【目指すべき男女平等参画社会のあり方】 女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現 第1の柱：ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進 第2の柱：男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ 第3の柱：配偶者暴力対策	【基本理念】 誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会 ビジョン1：男女ともに自分らしく希望する生活ができる社会の実現 ビジョン2：雇用・就業分野における女性活躍の推進 ビジョン3：男女平等参画を阻む意識の改革や環境整備 ビジョン4：配偶者暴力対策

関連法令、社会情勢

女性版骨太の方針2026
●第6次男女共同参画基本計画に基づく取組を一層強力に推進。 ●その上で、「健康」・「成長戦略分野」・「地域」の3つの重点分野について、取組を強化。 ●全ての意思決定に女性が参画することを基本とする。 ●1 女性の生涯にわたる健康支援 ●2 17の戦略分野における女性活躍 ●3 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり ●4 安全・安心が確保される社会の実現等

配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）
●令和7年改正・令和7年12月30日施行 ・接近禁止命令等の禁止行為の追加 「紛失防止タグ」を用いた所在の把握等の行為 ●令和5年改正・令和6年4月1日施行 ・接近禁止命令について、発令の対象を拡大 ・子への電話等禁止命令の創設 ・保護命令違反に関する重罰化

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）
●令和7年改正・令和8年4月1日施行 ・情報公表の必須項目の拡大： 【義務】従業員数101人以上の企業についても、男女間賃金差異及び女性管理職比率等を公表 ・職場における女性の健康支援： 男女の性差を踏まえ、特に職場における女性の健康上の特性に係る取組が行われることが望ましい

女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）
●令和6年4月1日施行 ●女性をめぐる課題の複雑化、多様化、複合化を踏まえ、新たな女性支援の枠組みを構築 ●「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」の視点を明確に規定 ●国・地方自治体に対し「教育・啓発」等、困難な問題を抱える女性支援に必要な施策を講じる責務を明記

LGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）
●令和5年6月23日施行 ●全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする ●本法律に基づいて、令和8年6月に基本的な計画を策定

性犯罪に関する刑法
●令和5年6月成立・令和5年7月13日施行 ・強姦性交等罪の「不同意性交等罪」への変更 同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態で性交等やわいせつな行為が処罰の対象になった ・性交同意年齢の「16歳未満」への引き上げ ・わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求等の犯罪化 ・性的な画像の盗撮の犯罪化 「撮影罪」・「提供罪」として処罰

東京都の動向
●令和4年6月に「東京都男女平等参画基本条例」を改正 ●令和4年11月より「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用開始 ●令和5年3月に「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定 ●令和6年3月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」を策定 ●令和7年12月に「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」を制定

※区男女共同参画推進計画に包含される内容については、**赤枠**を付しています。